

第3回賀川豊彦シンポジウム

「協同」がつつながって
日本社会を変えろ！
転換する社会の中での連帯

2017年11月11日（土）

明治学院大学白金校舎

[プログラム]

14 : 00-16 : 00

総合司会 杉浦秀典（賀川豊彦記念松沢資料館副館長）

—

開会挨拶 加山久夫（賀川豊彦記念講座委員会委員長、
公益財団法人賀川事業団雲柱社理事長、明治学院大学名誉教授）

—

〈前回シンポジウムの様子〉 上映

—

開催主旨説明 稲垣久和

—

パネルディスカッション

パネリスト

逢見直人（連合会長代行）

二村睦子（日本生協連組織推進本部長）

比嘉政浩（JA 全中専務理事）

石田正昭（龍谷大学教授／前日本協同組合学会会長）

コーディネーター

稲垣久和（東京基督教大学大学院教授）

会場から

—

閉会挨拶 永野茂洋（明治学院大学副学長、同大学キリスト教研究所 賀川豊彦研究プロジェクト長）

[資料目次]

出演者プロフィール		2
開催主旨		
地域での共生－新たな社会像をめざして	稲垣久和	3
—各団体の協同組合間協同—		
① 労働者福祉運動のこれまでとこれから	逢見直人	7
② 「協同」がつながるとき	二村睦子	13
③ JAグループの協同組合間連携の取り組み	比嘉政浩	23
コメント		
協同組合間協同の“これまで”と“これから”	石田正昭	39
<hr/>		
補足資料		
多様な主体が協同労働で地域をつくる時代へ	相良孝雄	44

* 前回、第2回賀川豊彦シンポジウムの記録は、下記のウェブ
サイトから閲覧・ダウンロードしていただくことができます。
<http://www.tci.ac.jp/smj/?p=126>

[出演者プロフィール]

パネリスト

逢見直人 (おうみ・なおと)

日本労働組合総連合会会長代行。1976年一橋大学卒業後、ゼンセン同盟入局。2012年UAゼンセン会長、2015年連合事務局長を経て2017年10月より現職。学生時代より社会労働問題に関心を持ち、労働組合運動に進む。労働運動の歴史を学ぶなかで、賀川豊彦の生き方に強い共感を覚える。ゼンセン同盟では、大型共済事業の設立、社会貢献活動、震災ボランティア等を実践。労働組合組織の強みを社会活動に生かす活動を行なっている。



二村睦子 (ふたむら・ちかこ)

日本生活協同組合連合会組織推進本部長。岐阜県出身。1991年日本生協連入協。1992年より環境事業推進部、その後組合員活動部にて食品安全・子育て支援・食育等の推進を担当。2009年よりインターネット事業部、その後環境事業推進部・組合員活動部の部長を経て2017年6月より現職。全国生協の組合員による活動の支援・コーディネート、福祉事業・環境事業・地域貢献活動の推進を担当している。



比嘉政浩 (ひが・まさひろ)

全国農業協同組合中央会専務理事。京都大学農学部卒業後、1983年4月に全国農業協同組合中央会入会。2006年に総務企画部次長となり、2008年より教育部長、2011年より総務企画部長を務める。2014年に一般社団法人JC総研理事、2015年に同総研常務理事。2015年8月より現職。



石田正昭 (いしだ・まさあき)

龍谷大学農学部教授、日本協同組合学会前会長。東京大学大学院農学系研究科博士課程満期退学。農学博士。三重大学教授を経て現職。専門は家族農業論、地域農業論、農業協同組合論。著書に『農協は地域に何ができるか』(農文協)、『JAの歴史と私たちの役割』(家の光協会)、『食農分野で躍動する日欧の社会的企業—イタリア発地域の福祉は協同の力で』(全国共同出版)、『JAで「働く」ということ』(家の光協会)他がある。



コーディネーター

稲垣久和 (いながき・ひさかず)

東京基督教大学大学院教授、共立基督教研究所長。東京都立大学大学院博士課程後期修了。アムステルダム自由大学哲学部・神学部客員研究員、同客員教授等を経て現職。専攻は公共哲学、キリスト教哲学。著書に『実践の公共哲学』(春秋社)、『「公共福祉」という試み』(中央法規出版)、『宗教と公共哲学』(東京大学出版会)、『国家・個人・宗教』(講談社現代新書)、『福祉の哲学とは何か?』(ミネルヴァ書房)他がある。



[開催主旨]

地域での共生—新たな社会像をめざして

稲垣久和(東京基督教大学大学院教授)

前回 の初顔合わせの段階から一歩進め、今回の第3回賀川豊彦シンポの基本テーマは「協同組合間の協同」(ICA第6原則)です。

日本の協同組合にとって賀川が持つ意味が再評価されつつあります。今年の7月7日の「第95回国際協同組合デー記念中央集会」のテーマは「賀川豊彦からSDGsへ」というものでした。SDGsは2015年国連総会で採択された「持続可能な開発目標」ということです。2030年までの地球環境において国際的に持続可能な開発の17の目標が定められ、その一つ一つに対して賀川豊彦のスピリットがどう対応させられるのか、そんな試みでした。

賀川豊彦という一人格が、戦前に生産者側の労働組合、農民組合の立ち上げにたずさわっただけでなく消費者組合、共済組合などの発足にもかかわりを持ちました。それらグループが、戦後七十年経ってそれぞれに大きく組織化されました。組合員数も増大しその分野での専門化が進んでむしろ体制内化(既得権益化?)していくと同時に、基本精神としてそもそも「協同組合運動」とは何だったのかといった、いわゆる原点確認も問われるようになりました。というのは、高度経済成長期を経た日本社会で、新自由主義といわれた政策進展がおしすすめられ、新たな格差や貧困や差別が出ています。弱い立場に置かれた人々の問題、高齢少子化、将来への不安などが噴出する時代です。このように誰もが持っている関心事(公共的関心事)に対して協同組合はいわば第3(非営利)セクターとして声を上げて発信していく責任があります。その場合にまずは協同組合間で共通の土俵を認め合って「助け合い」の意味を深めたい、そのようなところが当シンポの開催趣旨です。

まずは労働者福祉協議会について、ここで労働組合と生協との協働があり、次に各地で行われている生協と農協の協働、農協の地方創生、全国的なナショナルセンターの必要性など、現代的な問題が提起されます。

1968年に明治学院生活協同組合が再販しました賀川豊彦の「新協同組合要論」(1947年)という論稿を見ます。その第5章の「意識経済運動としての協同組合」というところで以下のようなことが言われています。

「労働組合も、労働組合だけつくればよいと考えているのは間違いである。労働組合をつくったら、必ず協同組合をも併せてつくらなければならない。この二つは、車の両輪のようなものであるから、その一つを欠いても成立しない」。

これは賀川の中では個人史でもあり、生涯かけた基本の社会哲学でもありました。明らかに、今日のように、行政官庁別に国家管理の中で協同組合が分断化された形であることに対しては、一つの批判原理ともなります。全体横断的に協同組合は一つ、ちょうど人体の部分が骨格や各内臓に分かれてはいても「生命を営む」という一つの大きな目的のもとに有機的に協働作業が行われているようなものです。人間の社会的生命も同じで、社会が健全に営まれていくためには生産、流通、消費、金融等々で協同的助け合いがどうしても必要だということでした。この考え方は、より大きな視点では競争原理の強い近代社会への批判原理ともいえるものです。

人類にとって近代文明の発展は朗報に思えます。しかし様々な文化領域が専門分化を遂げていくのは、一面では便利で効率的ですが、他面ではバラバラなしかもそれゆえに急速な発展に追いついていけないという欠点を持ちます。機械化されるということが象徴的でしょう。手の持つ力が機械化される（起重機）、足の走る力が機械化される（車や飛行機）というレベルならまだ交通事故を我慢するくらいでいいのですが、今日のように頭の中身までが機械化される（人工知能）に至っては逆に不安感や恐怖心が増大していくことになります。等身大の人間、特にその「心」（生命の統一的中心）を回復する、それはむしろ今日の大きな課題にすらなっています。賀川が人体の七つの機能になぞらえて七つの協同組合の必要性を訴えた意味が思い起こされます。

同書第13章に「農業協同組合の職分」というタイトルの文章がおさまっています。賀川は戦前の法律の下での産業組合の時代から、農民組合についてはあちこちで書いていましたが、戦後のGHQの農地解放指令を受けてのものだけに興味があります。

「農林中央金庫には、数百億円の金が集積されている。そのうち数十億円は全くの遊び金である（昭和二十一年二月調べ）。この巨額の資金をもっている日本の農村協同組合は、ほとんどどんな工業でも農村で起こせないということはないであろう」。

現代に移し変えたらどういうことなのか。また「農村の工業化」とは現代的に言えば「農村の環境科学化」、エコロジカル化さらには「農村のIT化」であるかもしれないし、そういうところで持続可能社会、スマート・ヴィリッジに向かって、諸協同組合やNPOが専門技術者との「連携」だって考えてもよいのではないのでしょうか。ただこれが日本の縦割り官庁の管轄下でできるかどうかは疑問です。

しかし大事なことは、諸権益と絡み合った縦割りの日本的習慣を断ち切って、横断的に橋をかけて「新しい社会像」を示すための体質の改善です。賀川的な「愛と協同」「友愛革命」の斬新さが、今日であっても、自治と連帯の力で私たちに実践するように促していると思います。諸協同組合・NPOを横断した基本法や、さらには憲法の生存権としての協同組合規定を目指すべきかもしれません。他国ではすでに取り組みされていることが日本でできないはずはありません。

農協の問題は基本的に日本の農業を担ってきたグループの問題です。日本人の食料を生産してきた人々がこの農家ないしは農協そして漁協というグループと重なります。今日、農協の自己改革が地道に進められています。ただ、そもそも食料自給率39%という国民的リスクを国民自身は、そうして他の協同組合自身はどう考えるのか？

労働組合は主として日本の産業的生産の労働者の問題です。働き方改革は労働時間の問題をはじめ自主的に地道に改革をしてきた分野です。同時にあまり知られていませんが連合に260もの地域支部の働きがあります。ここが地域の生協や農協や労協と協働できる位置にあるのではないのか？

生協は消費者運動として、主として流通部門への関心です。店舗販売と宅配が中心かもしれません。しかしそれ以外に、協同組合員が地域にあって自主的に活動もしてきました。それはどのように地域の「自治と生活」に貢献できたのか。それらは農協、労協などからどのような協力を必要としているのか？

95年ICA第4原則（自治と自立）に基づいて、従来の縦割りの法律に縛られないでこれを突破する連携がすでにあります。石田正昭氏はこれを四つの提携・連携タイプ「産消連携」「業務連携」「事業連携」「地域連携」に分けて、今後地域での創発民主主義に寄与していく方向を示唆しています。

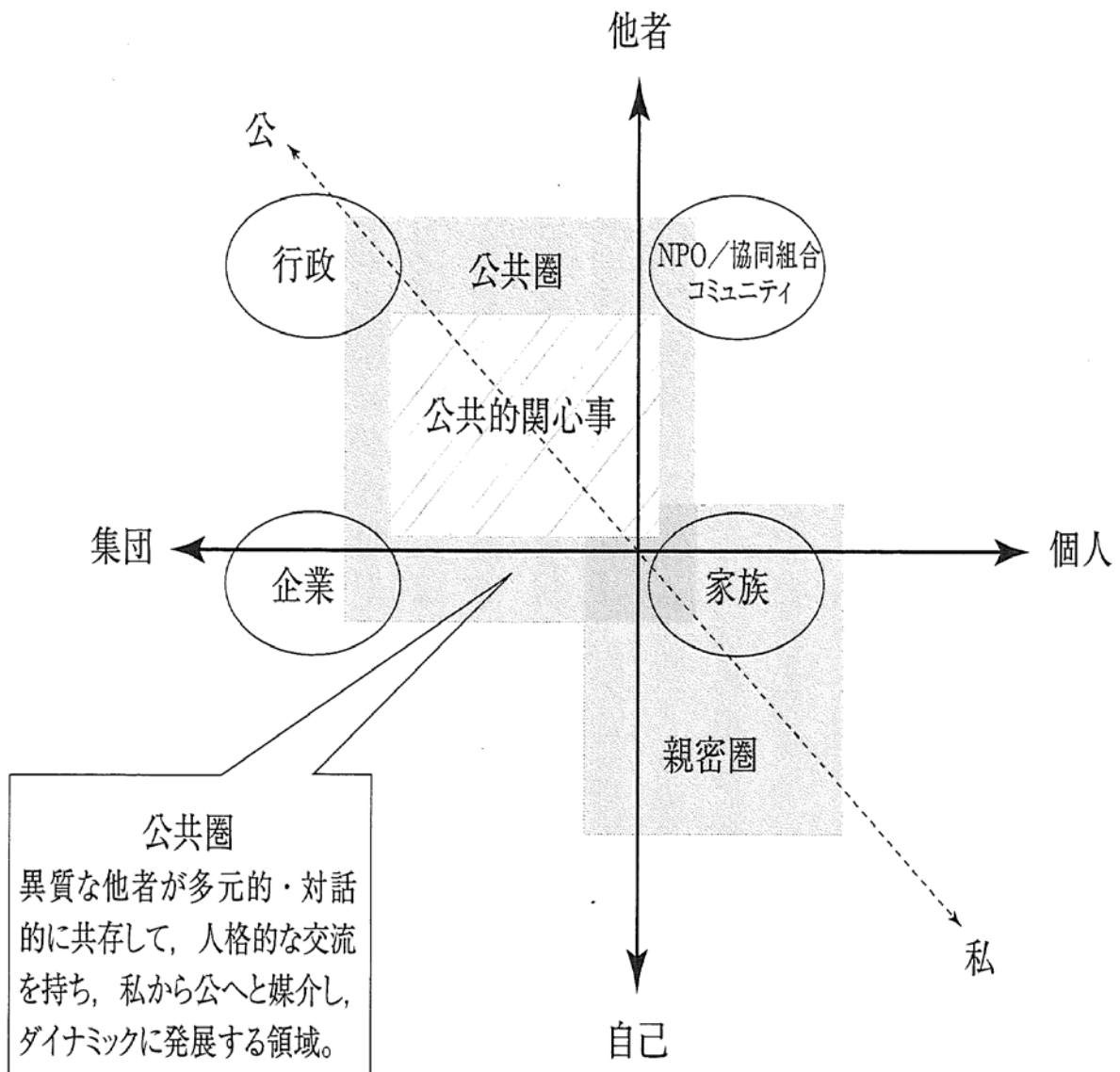
このときに「地方政府と他の組織」（第1セクター）と「外部資本」（第2セクター）とに対抗して、非営利団体間協同のボイス（第3セクター）をどのように公共圏で発信していけるのか、そのためのナショナルおよびローカルセンターが必要になってくるでしょう。

もう一つの課題は、最近の「大きな協同」「小さな協同」という区別で言い現わされている内容です。本日の登壇者の方々はみな戦前から続く「大きな協同」の典型の代表者ですが、他方で私たちの日々の日常生活ニードは「小さな協同」の方が身近なのではないか、というような問いかけがあります。特に最近の貧困の格差是正の問題ではそうです。もし賀川が今生きていたらもっと生活に密着した「小さな協同」に力を入れたのではないかと。しかし協同組合を中心にした新たな政治。経済・社会像を責任もって国民に示すにはやはりナショナルセンターも必要でしょう。

賀川は本書の最終章をこんな文章で結んでいます。

「ある政治家は地盤を守るために、消費組合を組織せんとする。また、ある商人は自分の生活権を守るために組合運動をはじめ。しかし、組合運動は利益や名誉のために組織せられるべきものではない。それは、愛と奉仕のために組織せられるべきものである。それは、世界平和のための解放運動であることをよく心得べきである。ある労働組合では、階級闘争の軍資金を得るために消費組合をつくりたいという人もある。しかしそういう消費組合は、ストライキがあればすぐ潰れてしまう」。

警句に満ちた言葉です。今日に、大きく成長したが分割されてしまった、多様で異なる協同組合の間に、共通の土俵を見出して連帯していく努力です。「君子は和して同ぜず、小人は同じて和せず」（君子和而不同、小人同而不和：論語・子路篇第23章）。この場合の「同」は無理に同じになること、「和」は異なるものの中で対話しつつ調和することです。



公・私・公共三元論 四セクター図

第3回 賀川豊彦シンポジウム 2017. 11. 11

「協同」がつながって日本社会を変える！

労働者福祉運動のこれまでとこれから

日本労働組合総連合会(連合)会長代行

逢見 直人

“福祉はひとつ”で始まった労働者福祉運動

- 「労働者の労働者による労働者のための銀行」として生まれた労働金庫
- 「一人は万人のために、万人は一人のために」で生まれた労働者共済
- 労働組合と購買生協が結集して生まれた福祉対策活動

運動は、生活物資をみんなで調達することから始まった

戦後直後の食糧危機と生活物資の不足が深刻化するなか、生活物資確保をめざした運動を全国的に結集して共同行動を作ろうとする気運が高まり、中央労働団体と各産別、生協など36団体が集まって、1949年8月30日「労務者用物資対策中央連絡協議会(中央物対協)」が発足

1950年9月には、労働組合福祉対策中央協議会(後の、労働者福祉中央協議会)を設立

「全国的労働団体の福利厚生部門の力を統一結集し、(中略)社会保障制度確立の促進、生活物資対策及び物価の安定、生活協同組合運動の推進、住宅対策、生活指導や生活改善から健全なレクリエーションの普及等全労働階級の福祉全般に亘ってこれが増進に邁進せんとするものである。」(「中央福対協」設立総会趣旨書から)

3

中央労福協へ

1957年 労働者福祉中央協議会(中央労福協)に名称変更

1964年 現在の名称 労働者福祉中央協議会(中央労福協)

1974年 「基本理念」の採択

「労働者の福祉要求の実現をつうじて、労働者、家族の生活向上と安定をはかり、真に平和で豊かな暮らしを保障する社会を創る」

1993年 「中央労福協」指針を策定

組織労働者を対象とする労働者福祉から、中小企業や未組織の労働者さらには国民的福祉への運動の領域を広げながら、様々な市民団体とも協力しつつ、労働者福祉のコーディネーターとしての役割の発揮をめざしていく

4

労働金庫の設立

1949年11月 総同盟第4回定期大会「労働銀行創設並びに事業活動確保に関する決議」を可決

1950年 9月 岡山県、同12月兵庫県で勤労者信用組合が設立され、その後5年間で全国に設立

1951年 3月 総評第2回大会「労働銀行」設立を決議。その提案理由として「労働者は、銀行に預金を持ちながら、一切の融資の途を絶たれているので、高利の質屋か闇金融にたより、ますますの生活困窮に拍車をかけていること、この矛盾した状態を一刻も早く解決するために労働銀行の設立が必要」と説明

1953年 8月 労働金庫法が成立、同法に基づく非営利の組織となった。

労働金庫は、労働組合や生協、その他の労働者の団体が、相互扶助の精神から資金を出し合って作った協同組織の金融機関として発足以来、労働争議や賃金の遅配・欠配の際の生活費、病気や災害時の不時の出費など勤労者の生活の支えとなっている。

労働「責任投資」の原則

国連の原則「企業統治など重視」

時高の株値を維持する公的年金運用者も、労働者年金の運用に責任投資を重視する。年金積立基金運用独立行政法人（PFI）が、国連の指針を指針に掲げ、生命保険、投資信託など、保険会社や運用会社投資を拡大する。責任投資の原則は、06年に創設した。主要国は、年金運用者には、100%を占める。労働者年金は、年金積立基金運用独立行政法人（PFI）が、国連の指針を指針に掲げ、生命保険、投資信託など、保険会社や運用会社投資を拡大する。

年金積立基金運用者の責任投資の原則は、06年に創設した。主要国は、年金運用者には、100%を占める。労働者年金は、年金積立基金運用独立行政法人（PFI）が、国連の指針を指針に掲げ、生命保険、投資信託など、保険会社や運用会社投資を拡大する。

全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)

1951年11月 中央労福協第3回総会「共済事業活動の具体化」を決議

1953年 この決議に基づき「全国共済団体連絡会会議」が設置

1954年大阪で、1955年新潟で火災共済事業を開始、新潟は発足後5か月で新潟大火が発生したが、「共済は信用が第一」の信念のもと労働組合の協力で、所定の共済金支払いを迅速に行った。これが労働者共済事業の社会的評価を高め、各県の共済事業が本格化していった。

1959年 生命共済事業の認可を受ける

爾来、全労済は共済事業を行う生活協同組合として、「一人は万人のために、万人は一人のために」という理念に基づき、人と人との「協同」を原点に事業を拡大してきた

7

労働者福祉運動「2020ビジョン」

- 1 連帯(協同)経済の領域の拡大
- 2 人と人とのつながり・絆が大切にされる、ぬくものある社会
- 3 貧困や社会的排除を許さず、参加が保障される社会
- 4 お金やGDPでは測れない価値の重視
- 5 環境にやさしい持続可能な社会

8

勤労者の暮らしにかかるサポート事業のための4団体合意

連合、中央労福協、労金協会、全労済の4団体は、2005年に勤労者の暮らしにかかるサポート事業について、以下の通り合意し、地方連合会と地方労福協が連携して暮らしの相談事業を行っている。

1. 連合・中央労福協・労金協会・全労済は、目的を同じくするNPO諸団体等とも連携し、全国の都道府県における地域を拠点としたワンストップサービス(総合生活支援サービス体制)の実現に向けた共同の体制作りを進める。
2. 上記1を受けて、各都道府県においても可能な限り速やかに連合・労福協・労働金庫・全労済を中心とした、具体化のための検討の場を設置し、取り組みを進めていく。
3. 連合・中央労福協・労金協会・全労済は中央における共同の体制作りと全体的な取り組みを促進させるため、今後も引き続き協議・推進体制を維持するとともに、連合本部にそのための事務局を置き担当者を配置する。この場合、必要に応じて関係するNPO諸団体等の代表も会の構成員とする。

9

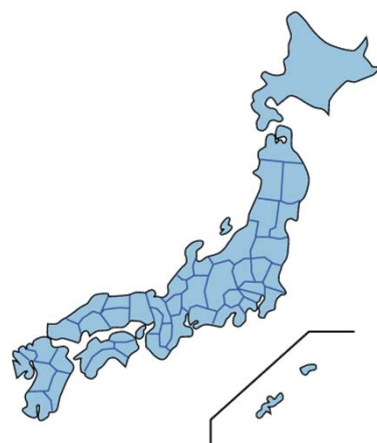
地域協議会とは

地域に根ざした顔の見える運動の担い手

全国に**260**の地域協議会があります

その役割は

- ① 政策提言機能
- ② 政治活動機能
- ③ 生活相談機能
- ④ 組織拡大機能
- ⑤ 交渉機能
- ⑥ 中小労組支援機能
- ⑦ 中小・地場企業支援機能
- ⑧ 専門家やNPO・ボランティア団体とのネットワーク機能
- ⑨ 共済機能
- ⑩ 退職者の拠り所機能
- ⑪ 働く人のまちづくり機能
- ⑫ 就労支援機能



10

ライフサポート(くらしの総合支援)

○地方労福協、連合地域協議会などが運営している「ライフサポートセンター」は、地域の拠り所として暮らしに関わるさまざまな相談に対応している。

○ワンストップサービス 生活相談を中心として、弁護士、司法書士、NPO等と連携し、地域における相談事業を実施

○生活・就労支援 2015年4月から実施されている生活困窮者支援制度を自治体からの委託事業として実施、運営

○フードバンク活動 食料品を有効活用し、福祉活動支援にもなるフードバンクの活動の促進をはかっている

11

100万人のふるさと回帰・循環運動

(NPO法人ふるさと回帰支援センター)

『100万人のふるさと回帰・循環運動』は、Iターン・Jターン・Uターンなど、地方で暮らし生活することを希望する都市生活者や定年退職者などに、受け入れ体制や技術指導などの基盤を整備し、地域活性化と新たな価値観を創造するための社会運動として取り組むもの。

従来の働き方や生き方を見直し、農林漁業など第一次産業と働く人々の労働が再評価され、さらに故郷(出身地にこだわらず)への回帰・往還運動として、自然豊かな地方で暮らしたい人がそこで暮らすことのできるネットワークの構築をめざしている。

2000年3月「食料・農林漁業・環境フォーラム」(代表木村尚三郎 事務局東京都千代田区大手町1-8-3 JAビル4F)で提起された。設立は2002年、理事長 高橋公

協賛団体には、全国農業協同組合中央会、日本生活協同組合連合会、日本労働組合総連合会が入っている。

12

CO-OP

2017年11月11日
第3回賀川豊彦シンポジウム

「協同」がつながるとき

日本生活協同組合連合会
組織推進本部
二村 睦子

1

CO-OP

全国の生協の事業概況（2016年度推計）

組合員数 2,866万人（前年比101.7%）

総事業高 3兆4,473億円（前年比100.8%）

組合員

加入

単位生協

地域生協 専域生協 購買生協 学校生協 大学生協

医療福祉生協 共済生協 住宅生協など

加入

会員生協

連合会

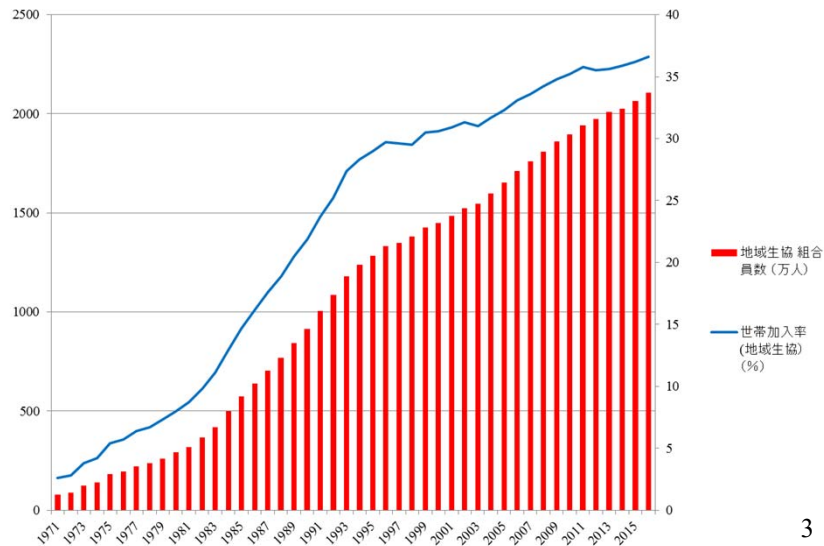
都道府県単位の連合会 地域ごとに共同で事業を行う連合会 全国区の連合会 大学生協連・コープ共済連・医療福祉生協連など

加入

日本生活協同組合連合会

2

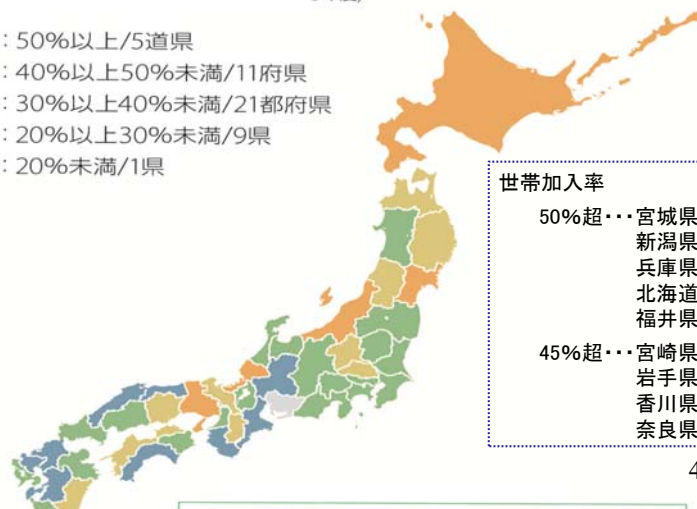
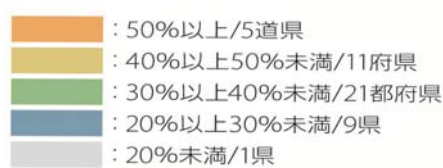
組合員数・世帯加入率の推移



3

地域生協への県別加入率

地域生協組合員数 2,146万人、世帯加入率 36.6%



世帯加入率	
50%超	宮城県 新潟県 兵庫県 北海道 福井県
45%超	宮崎県 岩手県 香川県 奈良県

4

賀川豊彦（1888-1960）と生協

- ・ 1921年、神戸消費組合、灘購買組合（現在のコープこうべ）設立に関わる
- ・ 日本協同組合同盟結成（1945）～生協だけでなく農協、漁協なども参加。会長賀川豊彦。
- ・ 日本生協連初代会長（1951）
- ・ 国際協同組合同盟（ICA）加盟（1952）



5

賀川豊彦～各地で生協を設立



神戸消費組合・灘購買組合（1921）



東京学生消費組合（1926）

江東消費組合（1927）

中郷質庫信用組合（1928）

東京医療利用購買組合（1930）

6

労働者福祉運動との関わり

- ・ 労務者用物資対策中央連絡協議会（中央物対協）設立（1949年8月）
- ・ 労働団体、日本協同組合同盟（後の日本生協連）等36団体により創立
- ・ その後労働金庫、全労済が設立
- ・ 労働組合福祉対策中央協議会（中央福対協）を経て、1964年労働者福祉中央協議会（中央労福協）に改称

7

日本の生協の2020年ビジョン

私たちは、人と人がつながり、
笑顔があふれ、信頼がひろがる
新しい社会の実現をめざします。

2011年6月 日本生協連 第61回通常総会にて承認

全国の生協が力をあわせて取り組む3つの重点課題

- 重点課題1 安心してくらせる地域社会づくりへの参加
- 重点課題2 商品力の強化を通じた組合員のくらしと生協の経営への貢献
- 重点課題3 生協の未来を担う人材の確保と育成

8

地域の見守り活動

宅配事業のインフラを活用した「地域見守り活動」で自治体と協定を締結

全国94生協、46都道府県の**1,022市区町村**

✓ 1,001市区町村は、**全市区町村（1,741）の58.7%**

✓ 職員の認知症サポーターは、**全国で3万6千人**
（2017年5月末現在）



全市町村と締結～青森県、宮城県、茨城県、千葉県、石川県、鳥取県、山口県、徳島県

食育や子育て、環境保全など、様々な分野を含めた包括的な連携協定を締結する事例も

9

「買い物弱者」対応

山間部や離島（全有人島の36.4%）を含め広域で食材を毎週配達。買い物不便な地区の住民のライフラインにも



移動販売車～25道府県30生協で155台が稼働。冷凍・冷蔵ケースを設置した車両に生鮮食品から日用品まで、買い物不便地域を巡回（2017年1月現在）



10

フードバンク

全国で34生協が地域のフードバンク組織への活動協力や食料品等の提供を実施

- ✓ 2012年4月にみやぎ生協が設立した「コープフードバンク」は、2014年4月より活動領域を広げ、宮城・山形・岩手・福島の4県で活動
- ✓ 日本生協連もフードバンク団体に商品を提供
- ✓ フードバンクだけでなく、「フードドライブ」や「子ども食堂」に取り組み、食を通じ困難に直面する人々への支援を実施。行政、JA、労福協、NPO、社協等とも協力

11



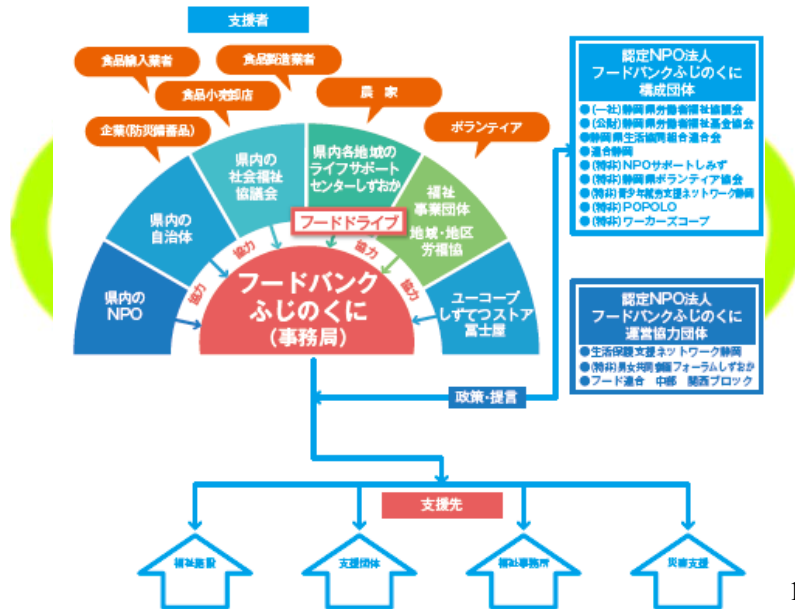
food bank FUJINOKUNI
フードバンクふじのくに
「もったいないから「ありがとう」へ

フードバンクふじのくに ～生協と労働組合等との連携

- ・ 2014年5月設立
- ・ 役員構成団体
県労働者福祉協議会 / 県生協連 / 県労働者福祉基金協会 / NPO・ボランティア団体 / 連合静岡 / ワークスコープ / 労働金庫
- ・ 県内35市町すべてと連携



12



フードバンクふじのくに

15年4月～17年3月の実績	
寄贈件数	1607件
寄贈重量	109トン
提供件数	4174件
提供重量	103トン

市役所、生協、地区労福協、スーパーマーケット等でのフードドライブ実施



子ども食堂

✓ 生協とJAの協力（茨城県）

いばらきコープ、パルシステム茨城、茨城保健生協

JA常総みらい、JA水戸、JA全農茨城

茨城県は協同組合間の

連携が進んでいる～

協同組合ネットいばらき

（2013年6月設立）



15

奨学金制度改善に向けた取り組み

✓ 中央労福協と協力し署名活動、学習会、集会、国会要請などに取り組む（2015年～）

✓ 17年5月24日に文部科学大臣宛てに、より良い制度に向けた要望書を提出

✓ 生協独自の奨学金（コープさっぽろ、コープみらいなど）

コープで働く大学生を応援！

4年で100万円

返済のいらない奨学金

コープさっぽろ
大学生 育英奨学金



16

自然災害への対応

- ✓ 関東大震災（1923年）
「罹災者の目となり、耳となり、口となり」（「地球を墳墓として」）賀川は東京に移住し被災者を支援
 - ✓ 阪神淡路大震災（1995年）
コープこうべは被災者支援に尽力。全国の生協が支援
 - ✓ 東日本大震災（2011年）
東北の生協を全国から支援。阪神淡路の経験を活かす。
 - ✓ 熊本地震（2016年）
地元生協、九州事業連合、全国の連携。行政・社協・NPOとの協同
- 息の長い支援活動



17

被災者生活再建支援法

- ✓ 阪神・淡路大震災を契機に、兵庫県、連合、全労済グループ、生協などが中心となり、支援制度を求める国民的な運動を開始
- ✓ 1997年の2483万筆の署名提出を経て、1998年に被災者生活再建支援法が成立（支援金は最高100万円）
- ✓ 2007年の第2次改正により、支援金は最高300万円となり、それまで認められていなかった住宅本体の建設費用にも使用可能に

18

平和の取り組み

- ✓ 「平和と、より良き生活こそ生活協同組合の理想」（日本生協連創立宣言より）
- ✓ 2016年ピースアクション： 広島61生協
1,200人、長崎43生協850人
- ✓ 「ヒバクシャ国際署名」98万2,204筆
- ✓ 沖縄基地・戦跡めぐり
幅広い世代の参加、被爆・戦争体験の次世代継承



19

事例からわかること

- ✓ ひとつの組織でできることは限られている
 - ✓ それぞれの組織の強みをつなげることで、これまでになかった役割や機能が発揮できる
- ↓
- ✓ 変化が速く、多様化・複雑化した現代社会においては、くらしや社会のテーマとその課題解決の方法を次々と生み出していく（そしてトライ＆エラーする）ことが大切ではないか
 - ✓ そうしたチャレンジをしていくために、協同組合間の「かけ算」を様々な場面で作っていくことを考えたい・・・

20

JAグループの 協同組合間連携の取り組み



平成29年11月
全国農業協同組合中央会

1

JAグループの事業・組織の概況

JAは農業者や地域住民を組合員とする協同組合。組合員が参加・協同して農畜産物の販売、生産資材の購入、信用事業・共済事業をはじめ様々な事業・活動を行っている。それぞれの事業ごとに県・全国段階に連合会を、中央会は代表・調整・指導事業を県・全国段階で担う。

- 組合員数
(2015事業年度末。団体含む)
正 4,433千人・団体
准 5,937千人・団体
- JA数 (2017年7月) : 652
- 貯金高 (2015事業年度末) : 95兆円
- 長期共済保有高 (同) : 274兆円
- 販売品販売高 (同) : 4.53兆円
- 購買品供給高 (同) : 2.28兆円
- 日本農業新聞発行部数
(2016年3月) : 35万部
- 厚生連病院数
(2016年4月1日) : 108施設
- 『家の光』発行部数
(2015年7~12期) : 56.9万部



2

JAグループの賀川豊彦との関わり

「JA共済の父」。各地で共済事業の必要性を訴え、現在のJA共済の基礎を築いた。賀川の「乳と蜜の流るゝ郷」は月刊誌『家の光』に1934年から2年間連載され、産組運動に挺身する主人公の物語が読者から熱烈な支持を受け、その間『家の光』の発行部数は大きく拡大。

- 賀川は1936年の論文『保険制度の協同化を主張す』において「保険そのものは本来互助的であり、あらゆる保険を協同組合化すべきである」と主張、協同組合による共済事業の実現を訴え続けた。
- 1947年に農業協同組合法が制定されて、農協による共済事業が認められると、賀川は全国を回って農協が共済事業を行うことの必要性を訴え、各地の農協で共済事業が開始され、現在のJA共済の基礎が築かれた。
- 1951年の全国共済農業協同組合連合会（JA共済連）設立時には顧問。
- 賀川が、その設立（1942年）に寄与した、産業組合が経営参加した初めての保険会社である共栄火災は、現在も「協同組合・協同組織を基盤とする保険会社」として、各種協同組合・協同組織と密接に連携・協力。
- JAグループの一員として出版文化事業を行う家の光協会の発行する月刊誌『家の光』は、1925年（大正14年）に“協同の心”を育む家庭雑誌として産業組合中央会によって創刊。
- 賀川が執筆した「乳と蜜の流るゝ郷」は『家の光』の1934年1月号から1935年12月号まで2年間連載。産業組合運動に挺身し、理想の村づくりに挑む主人公の物語は、読者から熱烈な支持を受け、その間『家の光』の発行部数は大きく拡大（53万部→117万部）。
- また、小作争議の急増のなか賀川は、1922年には日本農民組合の設立に関わった。日本農民組合は各地の小作争議を組織・指導した。

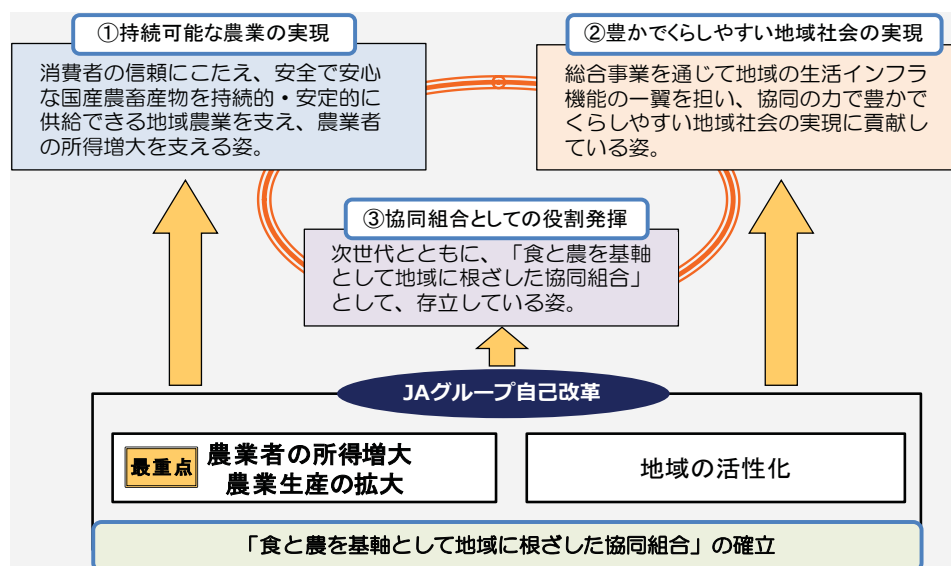


（写真）1956年の福島での講演録「救国運動としての農協共済」の表紙。

3

JAグループの基本方針

JAグループは2015年の第27回JA全国大会において、今後3年間の基本方針として、①持続可能な農業の実現、②豊かでくらしやすい地域社会の実現、③協同組合としての役割発揮をめざし、農業者の所得増大・農業生産の拡大を最重点としつつ、地域の活性化、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合の確立に取り組むことを決議。



4

「地域の活性化」への貢献に向けたJA事業と「JAくらしの活動」

1. JAがこれまで担ってきた役割と意義

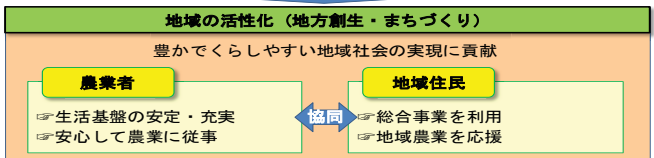
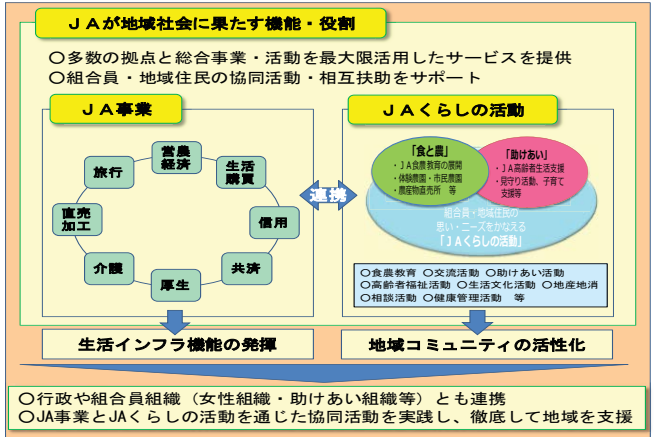
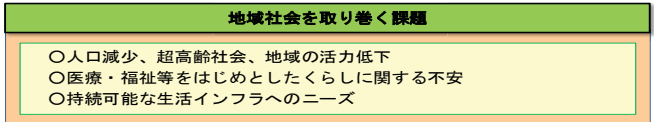
○農業者の営農とくらしを支え、地域住民が必要とする生活サービスを提供
⇒生活インフラ機能の一翼を担う

○組合員・地域住民の思いやニーズを実現するくらしの活動をJAが支援
⇒地域コミュニティの活性化に貢献

2. めざすべき取組みの方向性

○ 「住み慣れた地域での助けあいを軸とした地域セーフティネット機能」の発揮

○ 「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、「食と農、地域とJAを結ぶ」取組みを拡充



出典：JA全中「第27回JA全国大会決議」（2015年10月）

5

「JAくらしの活動」の概念図（イメージ）

組合員・地域住民等のニーズに応える活動内容を設定し、各支店毎に創意工夫あふれる活動を展開している。



6

地産地消(JAファーマーズマーケットを拠点として)

JAファーマーズマーケット



○JAおうみ富士(滋賀県)の直売所「おうみんち」は、地域食材にこだわったバイキングレストランを運営。

○来客数は25年度477万人(レジ通過数)、取扱高は10億円超。



○JA糸島(福岡県)の直売所「伊都彩々」では、1500人以上の登録農家が毎日農産物を出荷しており、農産物の地産率は97%にのぼる。

○店内には「野菜ソムリエ」「食育ソムリエ」の資格取得者が多数いるほか、6次化にも力を入れており、オリジナル商品を多数開発。



6次化支援



第2回大賞
JA全農あきた
「愛菜ものがたり～いぶりだいこん」



第3回大賞
JAあさひかわ
「ゆめびりか甘酒」

○JAグループは、平成26年度より農産物の付加価値向上等を目的として、「JAグループ6次産業化商品コンテスト」を実施。

○27年度の第2回コンテストは、応募総数65商品から、JA全農あきた「愛菜ものがたり～いぶりだいこん～」が大賞受賞。

○同商品は、添加物や砂糖を使わない昔ながらの作り方、県内産にこだわった逸品であり、学校給食にも使用されている。

【全国の実績状況(平成27年4月1日現在、全JA調査より)】

JAファーマーズマーケット(※)	設置JA数	509JA(75%)
	店舗数	1,672店舗
	売上高	2,352億円

※JAもしくは子会社が事務局として関与しているものが対象であり、単なる場所貸しは含まない

食農教育

直売所を拠点とした食農教育



○JAおうみ富士(滋賀県)は、直売所「おうみんち」を拠点とした食農教育を展開。

○「おうみんち」に隣接する圃場において、1日農業者体験クラブ(青空フィットネスクラブ、会員登録無料)を開設。年間10回以上のクラブ活動を通して、食・農と食育を消費者に伝えている。

出前授業による食文化の継承



○JA福岡市(福岡県)は、小学校・幼稚園において、味噌作りの出前授業を平成27年は26回実施。

○また、同JAでは、地域の伝統食等の知識を有する組合員を「食農ティーチャー」に認定。講座の実施等により、地域の食文化の継承に取り組んでいる。

直売所を拠点とした都市と農村の交流



○JA紀の里(和歌山県)は、紀の川市、和歌山大学、JAグループ各組織と連携し、直売所「めつけもん広場」を拠点とする都市農村交流を展開。

○民間企業(JR西日本、ベネフィット・ワン等)、教育機関(辻調理師専門学校、武庫川女子大学等)とタイアップした都市農村交流を次々に実践し、地域の活性化に貢献。



【全国の実績状況(平成29年4月1日現在、全JA調査より)】

農村体験学習(学童農園)	453JA(69.5%)
出前授業	398JA(61.0%)
親子料理教室	331JA(50.8%)
あぐりスクール(年間継続型の農業体験学校)	258JA(39.6%)
市民・体験農園	180JA(27.6%)
農業体験の受け入れ(グリーンツーリズム、農業体験ツアー、援農ボランティア等)	254JA(39.0%)

助けあい活動

JA助けあい組織



○JA東びわこ(滋賀県)では、助けあい組織「陽だまりの会たん・とん」が、管内各地の老人会などで、レインボー体操の指導や認知症理解の寸劇、乳和食の紹介など、お年寄りの健康指導に取り組んでいる。

移動購買車・見守り活動



○JAながの(長野県)は、買い物弱者対策に加え、高齢者の安否確認など福祉サービスの一環として移動購買車を展開。(月～金まで80箇所)

○同活動は市と「高齢者見守りに関する協定書」を締結。実際に倒れていた高齢者を発見し、一命を取り留めた実例もある。

組合員のボランティアグループによる子育て支援



○JAあつぎ(神奈川県)では、新旧女性部役員によるボランティアグループ「ゆめみ隊」が未就学児の親子を対象として子育て支援広場「ひなた」を開催。

○女性組合員がJAらしい「食」と「農」の情報を発信しながら、地域の子供たちの健やかな成長をサポートしている。

【全国の実績状況(平成27年4月1日現在、JA全中調べ)】

JA助けあい組織	JA数	314JA (46%)
	組織数	641
	協力会員	35,187人 (うちヘルパー資格10,570人)
買物弱者対策 (巡回バス、移動購買車等)		108JA(16%)
子育て支援		79JA(12%)

9

高齢者福祉活動

高齢者生活支援



○JAあづみ(長野県)は、JA助けあい組織が基礎となって設立した特定非営利活動法人において、介護保険制度適用以外のサービスを会員制で提供する「あんしん有償住宅サービス」を展開。

○介護認定者家事援助サービス、介護・介助サービスなど、地域の高齢者が安心して暮らせるサービスを幅広く提供。

健康寿命100歳プロジェクト・ウォーキング大会



○JAそうま(福島県)は、健康寿命100歳プロジェクトの一環として、「JAそうま復興ウォーク」を開催。

○認知症予防をはじめ、高齢者の健康づくりに取り組んでいる。

地域支援事業への参画



○JAえちご上越(新潟県)は、上越市の地域支援事業として、JA支店において、介護予防教室、サロンを開催。

○介護予防教室のコーディネーターは市とJA、サロンはJA女性組織等が運営。

【全国の実績状況(平成29年4月1日現在、全JA調査)】

JA健康寿命100歳プロジェクト	JA数	286JA (43.9%)
	(うちレインボー体操など軽体操)	194JA (29.8%)
	(うちウォーキング)	164JA (25.1%)
	(うち認知症サポーター養成)	163JA (25.0%) 159,000人(27年11月現在)
	(うち口腔ケア)	70JA (10.7%)
介護保険法に基づく介護保険事業		240JA (36.8%)
介護保険制度で適用されないサービスをJAが有償提供する高齢者生活支援事業		156JA (23.9%)

10

生活文化活動

女性大学



○JAなんすん(静岡県)は、20～40代女性を対象に「JAなんすん女性大学」を開講。

○卒業生の自主的な活動を支援するための大学院も設置し、女性組合員のリーダーづくりに取り組んでいる。



保育付き料理教室



○JA横浜(神奈川県)は、子育て中の若い親が乳幼児を連れて参加できる「保育付き！料理教室」を開催。

○教室開催中の乳幼児の保育は、助けあい組織のボランティア、東京家政学院大学の教員と学生、JAが連携して実施。



公民館との連携による地域貢献



○JA福岡市(福岡県)は、女性組織(まめ姫)と各支店が連携して、公民館での味噌作り教室を開催。

○女性組合員とJA職員が地産地消の伝道師として、JAの枠を越えて地域に貢献している。

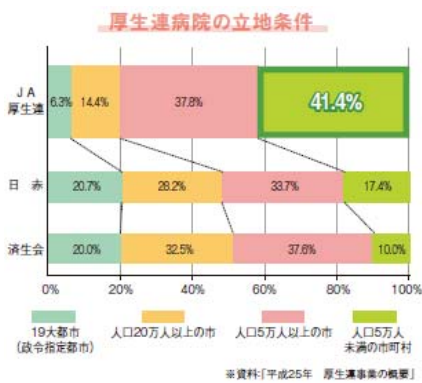


【全国の実績状況(平成29年4月1日現在、全JA調査より)】 (「地域貢献活動」は平成27年3月JA全中調べ)

女性大学	278JA (42.6%)
親子料理教室	331JA (50.8%)
料理教室(高齢者向け)	206JA (72.0%)
地域貢献活動	401JA (59%)

健康管理活動

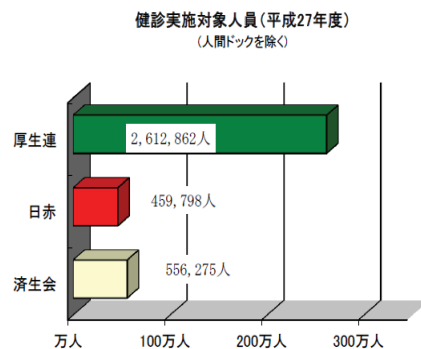
農山村地域の医療を支える厚生連病院



○JA運営の厚生連病院は全国108病院(平成28年4月1日時点)。

○その4割以上は人口5万人未満の市町村に立地しており、農山村地域の中核医療機関として機能を発揮。

健康増進活動



○JAは「予防は健康に勝る」をスローガンに、組合員や地域住民の健康増進活動に注力。

○疾病の予防・早期発見を目的に、健康管理センターや巡回検診車による健康診断、健康相談などを実施。

歯科診療(訪問診療)



○JAみなみ信州(長野県)は、山間地等の通院困難な高齢者のためにJA歯科診療所を運営。

○さらに、寝たきり、歯科診療所への通院困難な高齢者を対象として、訪問診療を実施。



巡回検診(乳がん検診)



○JA愛媛厚生連(愛媛県)は、設備が充実していない地域のために、年間250回ほどの巡回検診を県内で実施。

○乳がん検診は、自治体が無料クーポンを発行、同厚生連に委託し、組合員・住民の受診率の向上を図っている。

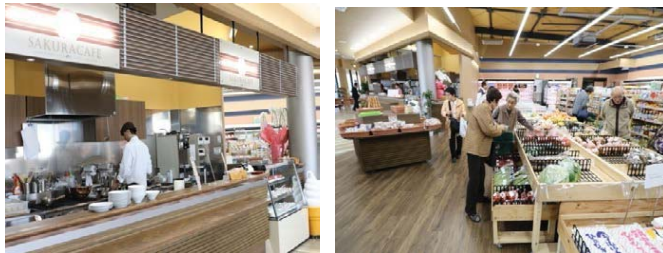
「地域の拠りどころ」としてのJA

「地域の拠りどころ」としての複合型支店の展開



「彩咲あさくら」外観

金融店舗



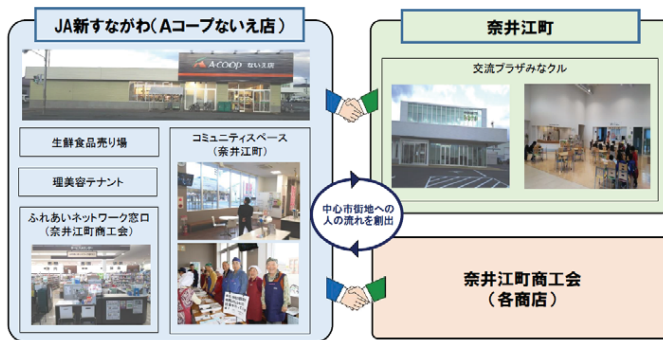
カフェ

生活店舗

○JAおちいまばり(愛媛県)は、28年3月7日、下朝倉支店に金融店舗、生活店舗(スーパー)、カフェ、食堂を備えた複合型支店「彩咲あさくら」をオープン。

○高齢化が進み、スーパーのない朝倉地区において、住民の買い物と交流の拠点施設を目指している。

「小さな拠点」としてのAコープの役割発揮



○JA新すながわ(北海道)は、27年11月、JA・商工会・奈井江町の連携により、地方創生予算も活用してAコープ店舗を多機能型交流施設として新設。

○新たな店舗は、町民が利用するコミュニティスペース、商工会のふれあいネットワーク窓口等を備え、「小さな拠点」として機能を発揮。中心市街地の活性化に貢献。

○また、奈井江町は、中心市街地を交流拠点とするため、Aコープの隣に「地域交流プラザみなクル」を新設、27年10月にはみなクル内にコミュニティ・カフェを開設。

【JAの「小さな拠点」への取り組み】

- JAは各地域で「小さな拠点」に多様な関わりをしている。
- ①主要拠点としての機能発揮(例:JA新すながわ・Aコープないえ店)
- ②主要拠点の周辺施設としての機能発揮(例:JA秋田しんせい・由利本荘市島海地区笹子地区)
- ③ATM等一部機能の提供(例:JA京都・京都府南丹市美山地区平屋地区)
- ④JA施設の住民運営(例:JAみなみ信州・長野県松川町生田地区)

地域づくり支援

地域活動への支援

JAぎふ「地域活動支援基金」交付実績(平成27年度)

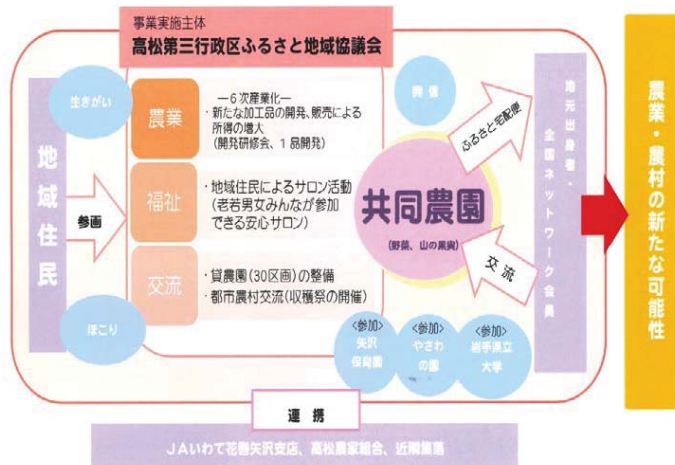
No.	支店	団体名	該当項目	助成額(単位:円)	活動内容
1	岩	岐阜東天文同好会	街づくり	999,700	星空や宇宙の知識を広める観望会の開催
2	芥見	芥見まちづくり協議会	環境保全	1,000,000	地域の水路・側溝の草刈・清掃活動
3	方県	岩利竹炭工房	環境保全	464,400	竹林の整備と竹材を竹炭に加工し有効活用する活動
4	方県	石谷農政推進会(こらっ1イノシシ野舎)	農業振興	700,000	地域獣害対策に係る活動
5	鸛山	鸛山まちづくり協議会	街づくり	1,000,000	子育て支援活動の向上や地域コミュニティに係る活動
6	崎西	崎西道跡保存会	街づくり	715,000	伊賀道跡公園の除草・清掃に係る活動
7	藍川	岐阜健康友の会「ほっとはうす」	街づくり	300,000	地域住民へ向けて取り組む新たな活動
8	南長森	長森南青年0日会	街づくり	280,300	新荒田川の清掃に係る活動
9	南長森	長森南スポーツ少年団	街づくり	705,000	新たな「三世代交流もちつき大会」の実施に係る活動
10	伊自良	伊自良大英連合会	農業振興	920,700	6次化に向けた商品開発・ネット販売に係る活動
11	日野	美濃野菜プロジェクト	農業振興	1,000,000	美濃野菜の情報発信に係る活動
12	黒南	ずなみ美味しいお米つくる会	農業振興	976,400	小学生を対象とした米作りに係る活動
13	営業部	「やながもん」柳ヶ瀬お化け屋敷製作委員会	街づくり	1,000,000	柳ヶ瀬で実施されるお化け屋敷「恐怖の稲垣」に係る活動
14	網代	網代鳥獣対策協議会	農業振興	800,000	地域獣害対策に係る活動
15	営業部	岐阜県保護司会連合会	街づくり	635,000	イメージキャラクター「ホゴちゃん」着ぐるみを使用したPR活動
・平成26年度(継続支援)					
1	合渡	「弁当の日」応援団・ぎふ	農業振興	200,000	「弁当の日」実践校パネル展及び講演会・交流会活動
				11,696,500	

○JAぎふ(岐阜県)は、平成26年度に「地域活動支援基金」(10億円規模)を創設し、農業振興や街づくり、食文化の伝承、環境保全等の活動をする管内の団体を支援。

○26年度は13団体に約900万円、27年度は16団体に約1,200万円を交付し、農業振興の枠を超えて、組合員・地域住民による街づくりに貢献。

「地域運営組織」の活動支援

JA岩手県中央会の支援を活用した地域運営組織(高松第三行政区ふるさと地域協議会)の取り組み



○JA岩手県中央会は、平成28年度より「くらしの活動推進対策事業」(28年度1,400万円)により、JA関連組織だけでなく、集落自治組織(=地域運営組織)の取り組みについても年20万円を交付して支援。

○「高松第三行政区ふるさと地域協議会」(花巻市)は、上記支援を活用し、JAいわて花巻矢沢支店や岩手県立大学と連携して共同農園を中心とした加工品開発、地域住民の交流等に取り組んでいる。

地元商工会議所・商工会等との連携

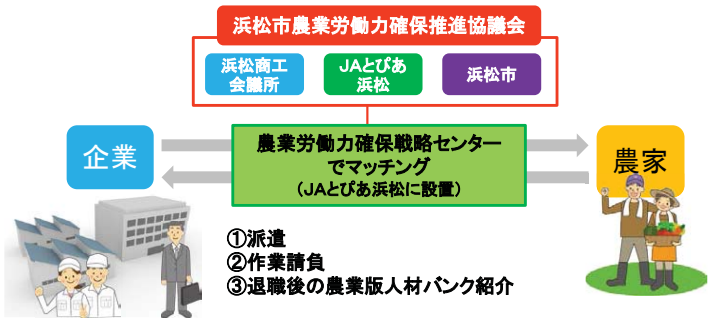
地元商工会議所に入会し、様々な連携の取り組みを実施



軽トラ市の開催



浜松産食材を使用した商品開発



農業労働力確保モデル事業 概要図

○JAとびあ浜松(静岡県)は平成26年11月に浜松商工会議所へ入会し、平成28年4月には、鈴木経営管理委員会会長が副会頭に就任。○こうした関係を礎にしながら、商工会議所と連携して以下のような取り組みを実施。

①軽トラ市「軽トラはまつ出世市」

➢ 浜松市のメイン通り(鍛冶町)を歩行者天国にして、軽トラ市を過去3回開催。JAとびあ浜松は事務局として参加し、第1回は農家や商工業者の軽トラ50台、第2回は80台、第3回は70台超が集結。

②浜松産の食材でヒット商品を作ろう！プロジェクト

➢ 浜松商工会議所主催・事務局で、浜松商工会議所に所属するJAや漁協、食品加工業者、百貨店・スーパー等9団体が構成。平成27年5月の第1弾開発商品以降、9商品を開発し、プロジェクト参加団体である遠鉄グループやJAのファーマーズマーケットで販売。

③農業労働力確保モデル事業

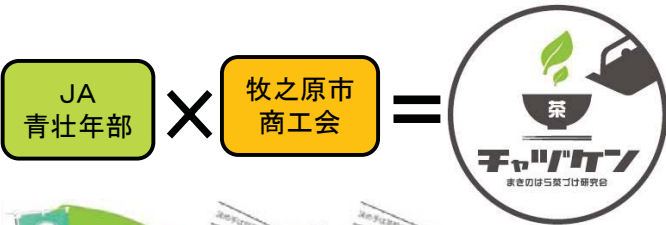
➢ JAとびあ浜松、浜松商工会議所、浜松市が構成員となる「浜松市農業労働力確保推進協議会」を平成29年4月に設置。
➢ 「農業労働力確保戦略センター」をJA内に設置し、農業労働力を必要とする農家側の情報を集約し、企業側へ情報提供を行う(センターがマッチング)。

15

地元商工会議所・商工会等との連携

JA青壮年部と地元商工会による新たな地域グルメの企画

地元漁協と連携した直売所における鮮魚の販売



出典: 牧之原市ホームページより

○JAハイナン(静岡県)青壮年部は、地元飲食店も加盟する牧之原市商工会と連携して「まきのほら茶づけ研究会」を立ち上げ、農工商連携による新たな地域グルメ「まきのほら茶づけ」を企画。

○「牧之原茶」「相長の塩」「かつおぶし」の3つを使用する茶漬けを「まきのほら茶づけ」と呼称することし、30店舗を超える市内外の飲食店が工夫を凝らして自信作を提供。また、レシピを一般公募し「お茶づけグランプリ」を開催するなど、活動は発展を見せている。



店内の鮮魚売り場の様子

○JA糸島(福岡県)の産直市場「伊都菜彩」では、糸島漁業協同組合(JF糸島)と連携。JF糸島の組合員が会員となり、地元の漁港から朝水揚げされたばかりの鮮魚を販売。農産物や畜産物と合わせて、ワンストップ型の豊富な品揃えに貢献。

○漁業では出荷先の中心が卸売市場である中、JF糸島では、「伊都菜彩」での水産物販売や自前の直売所での販売により、地域内での水揚げ全体における地産地消の割合は約3割となっており、漁業者の経営安定化・所得向上にもつながっている。

30

16

地元商工会議所・商工会等との連携

JA青年部と地元商工会議所の連携による農業体験・酒づくり



田植え、野菜収穫、稲刈り等を体験



青年組織と参加者でオリジナルブランド純米大吟醸酒を醸造

○JA夢みなみ(福島県)青年連盟しらかわ地区は、白河市商工会議所青年部と連携し、首都圏消費者に米の栽培などの農業体験や酒造り体験、田んぼアート等を通して、白河地方の「安全・安心のPR」と首都圏の人に「白河のすばらしさ」を知ってもらう取り組みを実施。

○具体的には、年間5回の農業体験を行うグリーン・ツーリズムや、オーナー制度により消費者が酒造用好適米作りから行う酒造り、野菜の種まき・収穫などを実施。醸造した日本酒については、JAファーマーズマーケットなどでの販売も実施している。

JA女性部と地元商工会の連携



軽トラ屋台に並ぶ消費者



料理などの実演販売も実施

○JA愛知東(愛知県)女性部は、新城市商工会が主体となり、新城駅前商店街の活性化等を目的に平成22年3月から毎月開催されている「しんしろ軽トラ市」に毎回欠かさず出店。

○農産物だけでなく、手作りジャムや漬物などの加工品も販売しているほか、「苔玉づくり」などのワークショップも開催し、好評を博し、出店者として商店街の活性化に貢献している。

JAが参加する協同組合間連携の取り組み

【JAながの、生活クラブ連合会】

生活クラブでは1981年より長野県内産地のトマトによるストレートのトマトジュースを取扱い。輸入自由化のもとでの生産農家の減少に危機感をいだき、トマト栽培の労働集中期の定植・収穫を生協組合員が支援する「計画的労働参加」をJAながの飯綱支所管内で1995年より実施。消費者が労働を提供し地域農業を支援し、参加生協組合員には労賃支給し継続性を担保。

- りんごと稲作中心の中山間地域(標高400~600m)。耕作放棄地も拡大。いのししなど獣害も深刻。
- 生活クラブ連合会、JAながの、生産者組織、加工メーカーが連携し実施。
- 生協組合員に受け入れ農家から4000円/日(食事つき)の労賃支給。
- 交通費・宿泊費等はトマトジュースの製品価格に上乗せ(1.17円/本)、購入した生協組合員が負担。
- 首都圏・関西・長野の11の生活クラブ生協(単協)の組合員が参加。2016年は定植18名(4日間3班)、収穫110名(10日間4班)が参加。2016年まで22年間で延べ2,225人参加。
- 毎年、生活クラブ生協(単協)での募集には定員の数倍の応募。
- 有償のあてになる労働として生産者も織り込んで計画的に作付け。
- 最近では新規就農も年1戸ほどあり(会社勤めからの退職者、生活クラブ東京の組合員も)。



(写真は生活クラブウェブサイトより)

JAが参加する協同組合間連携の取り組み

【JA新ふくしま（当時）、福島県生協連】

JA新ふくしま(当時。合併し現在はJAふくしま未来)は放射能汚染対策の基礎となる田畑一筆一筆の詳細な汚染マップをつくる「土壌スクリーニング・プロジェクト」を2012年10月より展開。これに対して福島県生協連が全国の生協に支援を呼びかけ、生協組合員・役職員が協力。

- 全農地を対象に水田、畑1枚ごと放射性物質を測定して汚染状況を細かい単位で明らかにすることが目的。それにより「生産可能な農地」「除染を行うことで生産が可能な農地」「作付制限が必要な農地」など汚染状況に応じた的確な対策をとれるようになる。
- チェルノブイリ事故後のベラルーシ、ウクライナでの対策を現地で学び導入。
- 測定実施にあたり福島県生協連が全国の生協に支援を呼びかけ。2014年10月まで全国の生協31組織、延べ361名の組合員・役職員が参加、果樹園10,158筆・27,308地点、水田24,480筆・63,256地点、大豆等畑566圃場・1,465地点、合計35,204筆・92,029地点を測定。
- 支援の基本は1週間。月曜日に①福島の農業の全般的課題、②放射能吸収抑制対策、③土壌計測とマップ化の意義と方法について福島大学の小山・石井両先生より事前学習。火～木曜日に放射能測定作業。
- こうした連携の基盤に福島県における協同組合間協同の蓄積がある。



(写真は土壌スクリーニング・プロジェクトのウェブサイトより)

19

JAが参加する協同組合間連携の取り組み

【JA鹿児島きもつき、鹿屋市漁協、大隅森林組合】

3団体は2015年11月に「かのや農林漁業協同組合連絡協議会」を設立、JAの祭への漁協・森林組合の協賛・参加、教育での連携、それぞれの製品の販売での協力など、連携して地域の農林水産業の振興に取り組んでいる。

- 同じ地域に第1次産業の協同組合としてJA・漁協・森林組合がありながら連携しないのはおかしい、との問題意識から2015年10月に3団体のトップが意見交換。それを契機に担当職員同士の打ち合わせを経て翌11月協議会設立。同じ地域ゆえのスピードも特徴。
- 「関係団体が密接な連携を図ることにより、地域農林水産業の振興と地域経済発展に資する」(協議会規約)ことが目的。設立の日には3団体の活動の現場を相互に訪問し、その後協議会の設立総会を開催。(写真上。漁協のカンパチ養殖場の視察)
- 固有の事業計画や予算は持たないが、交流の中から連携した取り組みが生まれている。
- 2015年12月には、JA大感謝祭に漁協と森林組合が協賛、森林組合がシイタケを販売、漁協は主力産品である養殖カンパチのリゾット(写真上から2つめ)を販売。
- 2016年2月、鹿児島県内各地域の食材を活用したご当地グルメを各地商店街が開発し競う「Show-1グルメグランプリ」では、鹿屋市商店街連合会出品の「カンパチdeリゾット」を協議会3団体の役職員や家族が応援に駆け付け、グランプリを獲得。
- 2016年4月の熊本地震の際には、3団体の職員や漁協青年部員ら20名が、地元の特産品とともに宇城市の避難所を訪れ、カンパチのあら汁やカレーライスの炊き出しを行い、約2,000食を被災者や自衛隊員、宇城市職員らに振る舞う(写真上から3つめ)
- JAあぐりスクールで漁協の協力によりカンパチをさばくのを実演(写真上から4つめ)漁協が受け入れるクルーズ船の寄港時にJAが協力し豚の丸焼きをふるまう(写真一番下)、それぞれの販売チャネルへの相乗り、互いの産物を相互に購入といった連携も。
- 森林組合や漁協と交流することで、自分たちの地域に山があり海があり守るべき資源があることに改めて気づいたとのこと(JA職員談)。地域振興の思いは共通。今後も連携を強めていく意向。



20

JAが参加する協同組合間連携の取り組み

【みやぎ生協、エコープ宮城、JA全農みやぎ】
エコープ店舗の建て替えを機に、両者の共存と地域社会への貢献を目指して、2015年10月より店舗（A&Coop松島店）の共同運営を実施。

- 以前、隣り合っていた旧みやぎ生協松島店（198坪、売上5.6億円、客数885人/日）と旧エコープ松島店（102坪、売上6.0億円、客数963人/日）は売上・客数ほぼ同水準で共存。（写真左）
- 旧エコープ松島店はJA仙台の建物を賃借して営業していたが、松島町の避難施設を兼ねたJA仙台松島支店の建設に伴い、敷地内で拡大移転することが計画された。
- その場合の両者共倒れの懸念から、2012年10月、みやぎ生協がエコープ松島店を運営する(株)エコープ宮城、親会社の全農宮城県本部に対し新店舗の共同運営を打診、3者による検討を経て共同運営に合意。
- 2015年10月に新店舗オープン。愛称はA&Coop松島店。名前の由来が分かるよう店頭には両者のロゴを用いた表現もされている（写真右）。
- 共同運営の目指すもの：①双方の強みを活かした店舗の魅力増、②業務効率化・経営資源集約、③協力し地域づくりに貢献、④競合から協同組合陣営を守る。
- 共同運営の概要：店舗はJA仙台からエコープ宮城が賃借。みやぎ生協は松島店を閉店（ドラッグストアに変更）、子会社を設立してエコープ宮城と新店舗を共同運営。エコープは農産・水産・畜産・惣菜・寿司部門、みやぎ生協は日配・食品・生活関連を担当。店長はエコープ、副店長はみやぎ生協から。
- 共同運営を開始し、客数は1600人/日と旧両店合計より減っているものの（両方を利用していた利用者があるため予測されたこと）、売上は13.2億円と旧両店合計を上回る。客単価はコープ東北の同規模の店舗のなかで最も高い実績。開店4か月目以降黒字を確保。
- 共同運営の2号店をJAみやぎ仙南管内の角田市に出店予定。

- 利用者の声「今まではエコープと生協の店舗を使い分けて買い物していたので、とても助かっている」



21

JAが参加する協同組合間連携の取り組み

【コープさっぽろ、JAみねのぶ】
赤字経営で存続困難だったJA直営のAコープを存続させるため、JAみねのぶとコープさっぽろの連携によるAコープ運営が2012年にスタート。コープさっぽろが仕入・店舗運営機能を提供することで店舗は存続し、地域の生活インフラが確保され、コープさっぽろとしても事業量拡大を期待。

- 2011年にJAみねのぶが組合員の利便性を最優先して店舗存続の意向をコープさっぽろに示し、物流コストを抑えるための「商品の仕入れと仕組みの統合」を提案。
- 一方、「コープさっぽろは商業施設や病院の撤退による生活インフラ欠如問題に対し、移動販売車事業と（配送ルートを生かした一引用者注）高齢者見守り協定を通じて対応」（弘前大学・正木卓助教）するなど、地域の生活インフラを支える取り組みを積極的に展開しており、加えて小売業界の厳しい競争のなか事業ボリュームを必要としていたことから、JAとコープさっぽろの考えが一致し、2012年4月に連携運営がスタート。
- 店舗の経営責任はJAみねのぶにあり、コープさっぽろは①仕入代行、②物流、③販売企画、④運営の4つの機能を有償で提供（右図）。
- 「人口の減少と高齢化の進展による地域の過疎化が著しく進展している北海道では、生活インフラにおける民間業者と公共部門の離脱が続いており、その部門を協同組合がカバーしている姿が（この事例に限らず一引用者注）現れている」（弘前大学・正木卓助教）

提供機能	具体内容	関係部署
仕入代行	・1部独自商品を除き、発注・納品を全てコープさっぽろに合わせる ・煙草、酒、独自仕入品を除き仕入代行する。 ・仕入代行のリスク回避のため、1ヶ月分の仕入額を委託金として預ける。	システム部 管理部
物流	・コープさっぽろのインフラを活用する。 ・費用はコープさっぽろと同様にする（一括分配）。	システム部 物流部
販売企画	・販売価格の決定権は協同組合とする。 ・販促支援システムを活用し企画連動する。 ・ポイント、クレジットOFFの販促も同様とする。 ・チラシについても小型店舗で連動する（独自ちらしは個別対応）。	システム部 商品部
運営	・SV、トレーナーによる売場指導、教育を行う。 ・TV会議（岩見沢東）を活用し各種会議にも参加可能とする。 ・各種オペレーションについてコープさっぽろと同じ運用とする。	店舗本部
その他	・4月1日リニューアル開店を目指す。 ・PJ会議を開催、事務局打合せを週次で開催する。 ・PJ会議メンバー：システム部、管理部、物流部、店舗本部、商品部、事業提携 各1名	関係各部署の 協力体制

※弘前大学正木助教の下記論文より引用。

（出典：正木卓「北海道における生活拠点としての店の役割—生協の取組と農協との協同組合間協同から—」『にじ』2017年春号（第658号））

22

JAが参加する協同組合間連携の取り組み

【いばらきコープ、JA常総ひかり、JA全農茨城県本部】
いばらきコープでは、子どもたちをはじめ地域の人たちの居場所として「ほぺたん食堂」を開催。JA常総ひかりとJA全農茨城県本部が食材を無償提供。子ども、親、一人暮らしの高齢者などが参加。

- いばらきコープでは、小学校や幼稚園で食育教室を通じ「夕飯はお菓子だけ」「夕食は弁当を一人で買って食べる」等子どもの食の現実を知り、子どもが安心して過ごせる「団らん」が必要と考えた。組合員の暮らしだけでなく組合員が暮らす地域をよくしよう、との東日本大震災・IYC以降の日本の生協全体の志向も。
- 話し合いをすすめて「子どもも安心して過ごせる居場所」として、子どもに限定せず誰もが集える「ほぺたん食堂」の開設を決める。買い物支援の移動販売を行っていた下妻市を最初の開設場所として、2016年5月にスタートし毎月実施（これまで19回実施）。生協自主運営では初めて。現在は常総市、結城市でも開始。
- 地域の諸団体と連携。下妻の場合、会場確保や広報で市や市社協が協力。県段階の連携組織「協同組合ネットいばらき」は自らの取り組みの一つとして情報発信。食材はJA常総ひかり・JA全農いばらきが地域貢献と位置付け無償提供。JAグループとの関係づくりにあたり「協同組合ネットいばらき」の存在は大きかった。
- JA常総ひかりでは、ほぺたん食堂からの事前注文に応じ、農産物直売所にその日出荷された分から野菜を揃え、引取りの生協組合員に引き渡す。先日は野菜を生産したJA組合員が下妻ほぺたん食堂を訪問。
- 毎回約30人が参加。食堂では生協組合員や地域のボランティアが調理し食事を提供。地元高校ボランティア部の生徒たちも配膳し、子どもたちに勉強を教える。
- 参加した子どもとおじいさんが外でも挨拶するようになるなど、コミュニティが少しずつ広がっていくことが実感されている。
- いばらきコープでは、開設・運営のノウハウを定型化・提供して、他の地域にもこの仕組みを広げていきたい意向。



(上の一番下の写真はいばらきコープのウェブサイトより)

JAが参加する協同組合間連携の取り組み

23

【生協しまね、松江保健生協、ひかわ医療生協、出雲医療生協、JAしまね】
生協しまねの組合員が主体となり生協が支援する助け合い「おたがいさま」を運営するなかで見えてきた地域の困りごとの解決のために、保健生協・JA・社協を巻き込んでいく。地域諸団体の活動拠点として「地域つながりセンター」を2014年に設立、連携して地域課題の解決に取り組む。

- 生協しまねは2000年策定の「ビジョン」で「一人ひとりのくらしや想いに添って」いくと宣言。組合員が主体となり、一人ひとり異なる様々な困りごとに対応する有償ボランティアの助け合い「おたがいさま」が生協の支援のもと2002年に出雲でスタートし、2004年には松江でも。現在県内6か所に。
- 利用者の家を訪ね、困りごとを聴き、応援者に結びつける「おたがいさま」の活動で見た多様な願いや困りごとに十分に対応するため、2008年生協しまねと松江保健生協で「地域づくり研究会」発足。2009年「高齢者1000人アンケート」。
- アンケート結果について「一緒に考えよう」とJAや社協など地域の諸団体に呼びかけ報告会を実施。それを契機に、生協しまね・松江保健生協・JAくにびき地区本部・JA島根中央会・松江市社協・松江市地区社協が実行委員会となり「地域ケア連携推進フォーラム」を2011年に初めて開催。2017年まで7回開催。
- 2014年には、実行委員会を「あったか地域づくり協議会」（上記6団体+オブザーバーの県社協）とし年間を通した関係へ。協議会に参加する諸団体の活動拠点として「地域つながりセンター」を同年7月に開設。
- 「地域つながりセンター」の正会員は、JAしまね（本店・くにびき地区本部）、生協しまね、松江保健生協、ひかわ医療生協、出雲医療生協、6地区のおたがいさま。オブザーバーとして県社協、松江市社協。①諸団体の連携・協同の活動や事業（「地域ケア連携推進フォーラム」、子ども食堂「なないろ食堂」等）、②「おたがいさま」を全県に広げること、が役割。現在JAしまね津田支店2階に事務所。



(下2点は地域つながりセンターのサイトより)

24

JAが参加する協同組合間連携の取り組み

【コープあいち、JA愛知東】

1984年からの合併前の生協・農協による提携・交流を踏まえ、1999年に当時のみかわ市民生協とJAやまびこが地域づくりや暮らしに関わる活動を含めた「総合提携」の提携書を締結、それぞれの合併を経て現在も継続。その基盤に支えられ、生協組合員・JA女性部会員が主体となり生協・JAが支援し、健康サロン「まずは寄りまいかん」の開催など地域の活性化に取り組む。

- コープあいち・JA愛知東の間の提携書（2010年締結）における目的：「協同組合での提携事業のより一層の拡大と組合員どうしでの暮らしのあり方をめぐる活動まで、総合的な提携活動を目指します」。
- 両者共催「山と水と緑の協同組合まつり」は1999年より毎年開催し2017年で第19回（左の写真2点）
- JA愛知東は2011年に組合員の生活に関するアンケートを実施。その結果に表れた生活支援のニーズに対応するため、2014年からJAとコープあいちの間で生活支援のための協議。協議を踏まえJA愛知東が受診を呼びかける健康診断（JA愛知厚生連が実施）に関し、2015年からコープあいち組合員へも呼びかけ
- この間、コープあいちも県から受託した「地域支え合いモデル事業」を活用し、生協・JA・社協・社会福祉法人など地域の関係者の協議の場を設け、住民の生活支援について協議。
- JA女性部役員で生協地域委員でもある人からの「地域の高齢化のなかで何かできないか」との呼びかけで、JA女性部会員・生協組合員（重なっている人も多い）が主体となり、JAと生協の担当者も入って「地域福祉を考える会」が生まれ、そこでの協議を踏まえ、住民が気軽に立ち寄れる健康サロン「まずは寄りまいかん」を生協・JAの共催で2015年に開催。2016年も継続。（写真右の3点）



25

JAが参加する協同組合間連携の取り組み

【神奈川県内生協、JA】

1986年に発足した神奈川県協同組合提携推進協議会は1990年「すみよい神奈川づくり基本構想」を策定。同構想の重点の一つ「健康で心豊かな暮らしの創造」に基づき、協議会のもとに同年「福祉健康委員会」設置。県内4地区で単位生協・JA間連携による福祉や健康に関わる活動を継続してきた。

- 1990年の「すみよい神奈川づくり基本構想」は①地域農林水産業・経済の振興、②健康で心豊かな暮らしの創造、③平和で緑豊かな環境の形成を重点施策に。②の項で「地域における交流促進」、さらに「地域懇談会の開催促進」を掲げた。
- それに基づき提携推進協の専門委員会として「福祉健康委員会」が1990年に設置され、現在県内4地区（横浜川崎・県央・湘南・西湘）で生協理事とJA助け合い組織役職員による地区推進委員会が、研修会等の行事を企画し活動。県推進委員会は年度計画、地区相互の交流等のため開催。
- 1997～2011年に提携推進協の県段階の活動が毎年「協同組合のつどい」のみとなった時期も、活動を継続。2017年3月に発足した県連絡協議会の規約で課題別・地区別委員会として位置づけ。
- 健康・福祉のうち健康に関わる活動がこれまで多かった（ウォーキング・健康体操・料理教室等。上段と中段左の写真3点）が、近年は福祉に関する活動が増えている（介護用具・福祉用具・認知症の研修会等。中段右と下段の写真3点）。



35

26

都道府県段階の協同組合間連携の取り組み

【全体概況】

40都道府県に41の連携組織。構成団体は生協・漁協・森林組合・JAの4系統が中心となりながら、県・組織ごとにさまざまな団体で構成されている。活動も、国際協同組合デーに関連した集会・シンポジウムをはじめ、多様な活動が取り組まれている。

- 41組織のうち、生協・漁協・森林組合・JAの4系統組織のみ（あるいはそれ以下）の組織が26。その他の15組織はそれ以外の系統を含んでおり、主な団体の加入状況は右表のとおり。
- 県域以外の単位組織を含む協議会があるのは3県（茨城、神奈川、福岡）
- 活動内容は、国際協同組合デーの集会等をはじめ、各種協同組合の事業・活動の現場視察、清掃などボランティア活動、協同組合祭り、合同の職員研修、大学での協同組合論講座の実施などさまざま。
- 2012年の国際協同組合年（IYC）を契機として取り組みを強化した県は多い。マスコミをアドバイザー的な形で取り込んでいる県も（茨城）
- 近年は、県組織どうしの視察・交流が取り組まれ始めています。異種協同組合合同のグループ討議を含む職員研修も多い（写真）。
- これらの協議会のほか、ワーカーズコープが中心となった協同労働推進のネットワークが5県で設立（広島、千葉、新潟、埼玉、福岡）。

団体	県
労働金庫（14都県）	山形、福島、茨城、栃木、東京、神奈川、長野、三重、滋賀、鳥取、島根、香川、長崎、沖縄
労働者共済（9都県）	山形、福島、茨城、栃木、東京、神奈川、三重、滋賀、長崎
労働者住宅生協（2県）	三重、滋賀
労協・ワーカーズコレクティブ（5都県）	東京、神奈川、長野、香川、福岡
労福協（7都県）	茨城、栃木、東京、神奈川、三重、滋賀、沖縄
連合（1県）	福島
信用金庫（1県）	山形
信用組合（1県）	山形
中小企業等協同組合（1県）	山形

（写真はJAグループ茨城ウェブサイトより）

27

県段階の協同組合間連携の取り組み

【協同組合ネットいばらき】

国際協同組合年（IYC）茨城県実行委員会を発展的に解消し「協同組合ネットいばらき」を2013年に設立。生協連・JA中央会の緊密な連携を核に、単位組織やメディアも巻き込みながら幅広い取り組みを展開。

- 1989年に生協・農協・漁協・森林組合の県組織で「茨城県協同組合提携推進協議会」を設立、年1回の国際協同組合デー茨城集会を中心に活動。
- 2012年IYCを迎え県実行委員会を設立。生協・JA・漁協・森林組合県組織に加え、PRを重視し県消連、NHK水戸放送局、茨城放送、茨城新聞を会員に迎え、精力的に活動。
- 実行委員会はIYCにおける自らの活動を①協同組合の重要性を県民にPR、②各協同組合間の連携を強化、と総括し、自らを発展的に解消し「協同組合ネットいばらき」（以下「ネット」）を2013年6月に設立。単位組織（20JA・6生協）を含め41組織で構成。県労福協、中央労金県本部、共栄火災、鯉淵学園も加わる。県消連と3つのメディアは、協同組合県組織とともに運営の重要事項を決める「委員」として位置付け。
- 事務局はJA中央会、ネット代表は生協連会長。生協連事務所はJA会館分館にあり、両事務所が物理的に近いことも、両者の緊密な連携に資する。
- 1会員団体が実施してきた活動にネットも共催者として加わる“相乗り方式”。これにより幅広い取り組みをネットが展開し発信できる。
- 単協がネットに加入し協同組合間連携に触れ、県内特定地域での単協間の連携も円滑に。
- 茨城大学ボランティア講座（写真上）、ピースアクション春「平和のおはなし会」（写真上から2つ目）、福島子ども保養プロジェクト（同3つめ）、協同組合シンポジウム、協同組合収穫祭、東日本大震災被災地復興のための「福島ボランティアバス」（同4つめ）、ほぺたん食堂（いばらきコープ主催にネットが協力。前述）、さまざまな協同組合の職員による協同組合学習会（同5つめ）などを実施。
- 2016年12月には政府の規制改革推進会議農業ワーキング・グループの「農協改革に関する意見」に対して強い懸念を表明する共同声明をネットとして発表。ネット代表の生協連会長とネット幹事長のJA中央会専務が記者会見を行った。（写真一番下）



県段階の協同組合間連携の取り組み

【神奈川県協同組合連絡協議会】

1986年発足の「神奈川県協同組合提携推進協議会」およびIYC県実行委員会の後継組織「神奈川県協同組合連絡会」の活動を承継・発展させ、「地域で協同し、つながり、あらたなすみよい神奈川づくりをすすめるもの」として、2017年3月「神奈川県協同組合連絡協議会」を設立し活動を展開。

- 1982年からの農協・生協・漁協による提携の研究会を経て、1986年に農協・生協の県組織により「神奈川県協同組合提携推進協議会」発足（1988年県漁連加入）。1987年に「協同組合のつどい」がスタート。
- 1990年に提携推進協が「すみよい神奈川づくり」基本構想を策定。①地域農林水産業・経済の振興、②健康で心豊かなくらしの創造、③平和で緑豊かな環境の形成、を柱に協同組合共通のビジョンを描いた。農業と都市の共存、地域福祉、地域での交流促進、環境保護、災害対応等今日につながる論点を含む。
- 基本構想に基づき県産農水産物の生協での取扱拡大、提携商品開発等をすすめるも、1997～2011年は「つどい」・県内4地区の生協・JAによる「福祉健康委員会」（前述）のみとなり活動停滞。
- 停滞を破った一つのきっかけが2012年IYC。県森連、単位生協、神奈川労済、中央労金県本部、労働者協同組合やワーカーズ・コレクティブの県組織、県労福協、消団連など幅広い30組織の参加を得てIYC県実行委員会を結成し活動展開。もう一つのきっかけがTPP。TPPをJAだけではなく協同組合全体の問題と捉え学習会など実施したことが緊密な連携の構築に貢献。こうしたなかで地域での連携を進めようとの気運。
- 2013年からはIYC県実行委員会の後継組織として27団体による「神奈川県協同組合連絡会」が「つどい」（提携推進協と共催）、「協同組合体験・交流学校」等に取り組み。
- 2017年3月、両組織の事業を承継・発展させ、地域での単位組織間の協同を強化し、「あらたなすみよい神奈川づくり」をすすめるため、「神奈川県協同組合連絡協議会」が発足（写真左）。旧両組織の会員に単位組織が加わった83組織（現在は85組織）を会員に、これまで「つどい」「協同組合・交流行事」「福祉健康委員会全体説明会」（写真中列から右へ）実施。



（写真は県生協連ウェブサイトより）

県段階の協同組合間連携の取り組み

【沖縄県協同組合間提携推進協議会（JCCおきなわ）】

1998年に生協・漁協・森林組合・JAの県組織8団体で設立。2012年IYCを機に沖縄ろうきん、県労福協という新たな種類の協同組合の会員を迎え、活動を活性化させるため、体験重視の3本の取組の柱を設定し継続的に活動。

- 1998年に生協・漁協・森林組合・JAの県組織8団体でJCCおきなわ設立。2002年のJAおきなわ発足等による加入と脱退により6団体に。2012年IYCを契機に沖縄ろうきん、県労福協というそれまでの4種の協同組合系統以外の会員を迎える。
- 低迷していた活動の活性化のため、IYCの年からは、①構成団体関連施設の視察研修、②花と食のフェスティバル（2017年2月は2日間で13万人が来場）、③昼食をいただきながらの女性交流会、と体験重視の3つの取組を柱とし継続的に取り組む（右写真上からそれぞれ6・3・3枚ずつ）
- 年度によっては、他県協議会の視察受け入れ、他県の取組視察などその他の取組も実施。2017年10月は「協同組合の思想と実践」のユネスコ無形文化遺産登録を契機とした講演会を開催（写真下）。
- 構成団体以外の団体へも柔軟・積極的に関係を広げていく姿勢。2017年10月の講演会には、全労済、ワーカーズコープ、フードバンク沖縄が参加。



全国段階の協同組合間連携の取り組み

【IYC記念全国協議会】

全国段階の連携組織JJC（後述）よりも幅広い団体で組織された2012年のIYC全国実行委員会の後継組織として2013年5月に設立（3年の時限的組織）。継続如何の検討を経て2016年3月さらに3年間の存続を決定。現在2019年3月までの時限的組織として、会員の参加と交流を図りながら、国際協同組合デー記念中央集会（JJCと共催）、情報発信、大学講座、東日本大震災復興支援、学習活動など会員の参加のもと多様な活動に取り組む。

- 信用金庫、信用組合、中小企業協同組合の団体や中央労福協など、それまでJJCに入っていない団体が新たに加わり現在会員は25団体。
- 緩やかな参加と交流の場として会員は評価。
- 2016年3月に3年間の継続を決めた際に、協同組合への理解・認知の向上に重点を置くこととし、会員団体有志の若手・中堅職員で「情報発信チーム」をつくり、イベントでのブース出展、インフォグラフィック作成、広報担当者交流会、ウェブサイトなど展開（写真上段）。
- 「参加と交流」のため会員団体の活動現場を視察する学習交流会を実施（写真中段左からワーカーズコープ、中小企業協同組合、ワーカーズコレクティブ）。
- 東日本大震災被災地の視察も継続。2017年は宮城県連携組織「宮城県協同組合こんわ会」で受け入れていただく。写真下段）。



31

全国段階の協同組合間連携の取り組み

【日本協同組合連絡協議会（JJC）】

国際協同組合同盟（ICA）に加盟する日本の協同組合全国機関等で構成。日本の各種協同組合相互の連携と海外の協同組合との連携を図ることを目的として、ICA諸会議への参加・意思反映、世界的な運動に呼応した取り組みなどを連携して実施。

- 農協、生協、漁協、森林組合、労働者協同組合、労働金庫など全国段階の協同組合組織の協議体として1956年に発足し、現在17団体が会員。
- ICA諸会議への参加・意思反映（写真上段・中段左）のほか、ICAの世界的な運動提起に呼応した取り組みとして、毎年国際協同組合デー記念中央集会を実施（IYC記念協と共催。写真中段右）。
- 持続可能な開発目標（SDGs）への協同組合の貢献を訴える取り組みについては、ICAの呼びかけに呼応し2017年7月にニューヨークでのハイレベル政治フォーラムと関連イベントに参加。ICA等主催イベントで発表（写真下段。同イベントには日本の南大使も参加）
- JJCでは、協同組合が地域で果たす役割・機能の可能性を広げていくため、①協同組合間連携の推進・支援、②政策提言・渉外・広報、③教育・研究の面で、JJCの役割・機能の強化を検討している。



38

32

協同組合間協同の “これまで”と“これから”

日本協同組合学会 前会長
龍谷大学 農学部 教授
石田 正昭

1

協同組合運動の転換点

これからの1年は「躍進の1年」となる



- ① 「協同労働の協同組合法」の制定
わが国初の「準則主義」に基づく協同組合法
「認可主義」に基づく既存の協同組合法にも影響か
- ② 業種横断的な協同組合間連携を担う全国組織（ナショナルセンター）の設立
日本協同組合連絡協議会（JJC）の後継組織の「法人化」

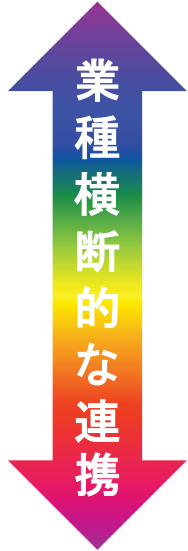
2

賀川に見る

協同組合間協同をすすめる理念

賀川豊彦著『協同組合の理論と実際』(1946年)

「7つの組合があたかも身体の各器官のごとく連動する」



- ①生産者を主体とする「生産組合」
- ②消費者を主体とする「消費組合」
- ③金融を行う「信用組合」
- ④生産者と消費者が連携する「販売組合」
- ⑤組合員の共助互惠のための「共済組合」
- ⑥組合員の将来の保障を行う「保険組合」
- ⑦各種利用のための「利用組合」

3

協同組合間協同の連携タイプ

【産消提携タイプ】

【業務提携タイプ】

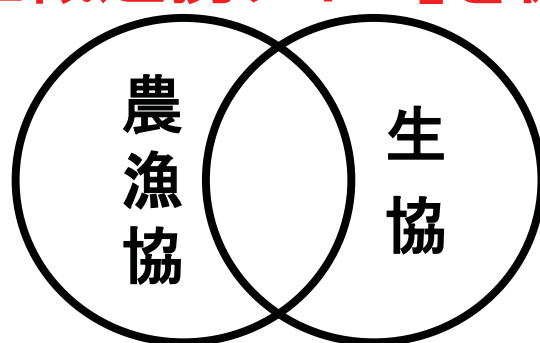
提携タイプ	典型的な取り組み内容
産消提携タイプ	生産者・消費者間の「安全・安心な食」の提携
業務提携タイプ	配送等のバックヤード業務の受委託
事業連携タイプ	店舗の共同運営
地域連携タイプ	地域課題を地域団体とともに解決

【事業連携タイプ】

【地域連携タイプ】

4

新たな形態として 【組織連携タイプ】を促進する



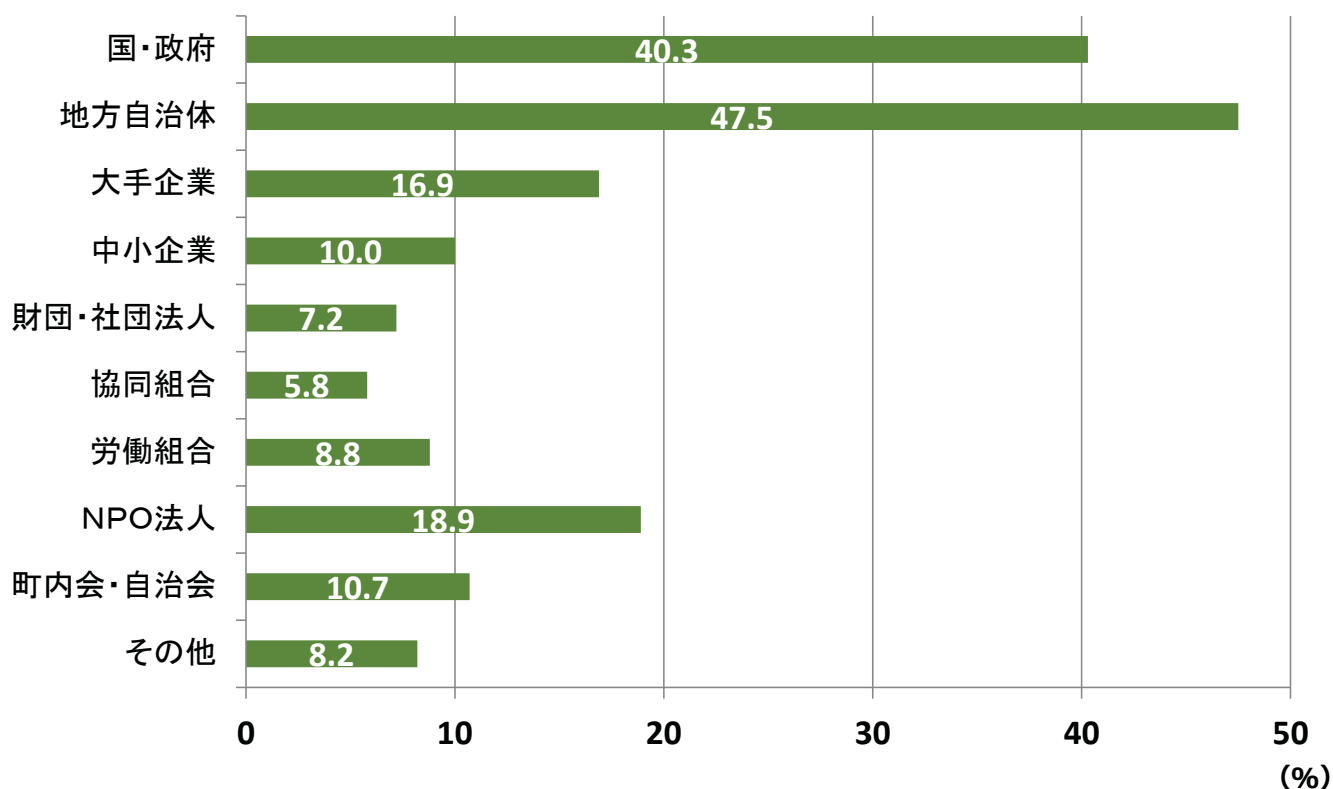
重複組合員による業種横断的な事業利用

- ① 生協組合員が、農漁協の金融、年金受給、給油、葬祭等を利用する
- ② 農漁協組合員が、生協の食材宅配や弁当宅配を利用する
- ③ 農漁協の施設に生協店舗が入る
- ④ 生協組合員が、農協の貸農園、果樹オーナー制度を利用する
- ⑤ 農漁協組合員と生協組合員が医療・介護施設を相互利用する

統一ロゴで「信頼度」の向上を

5

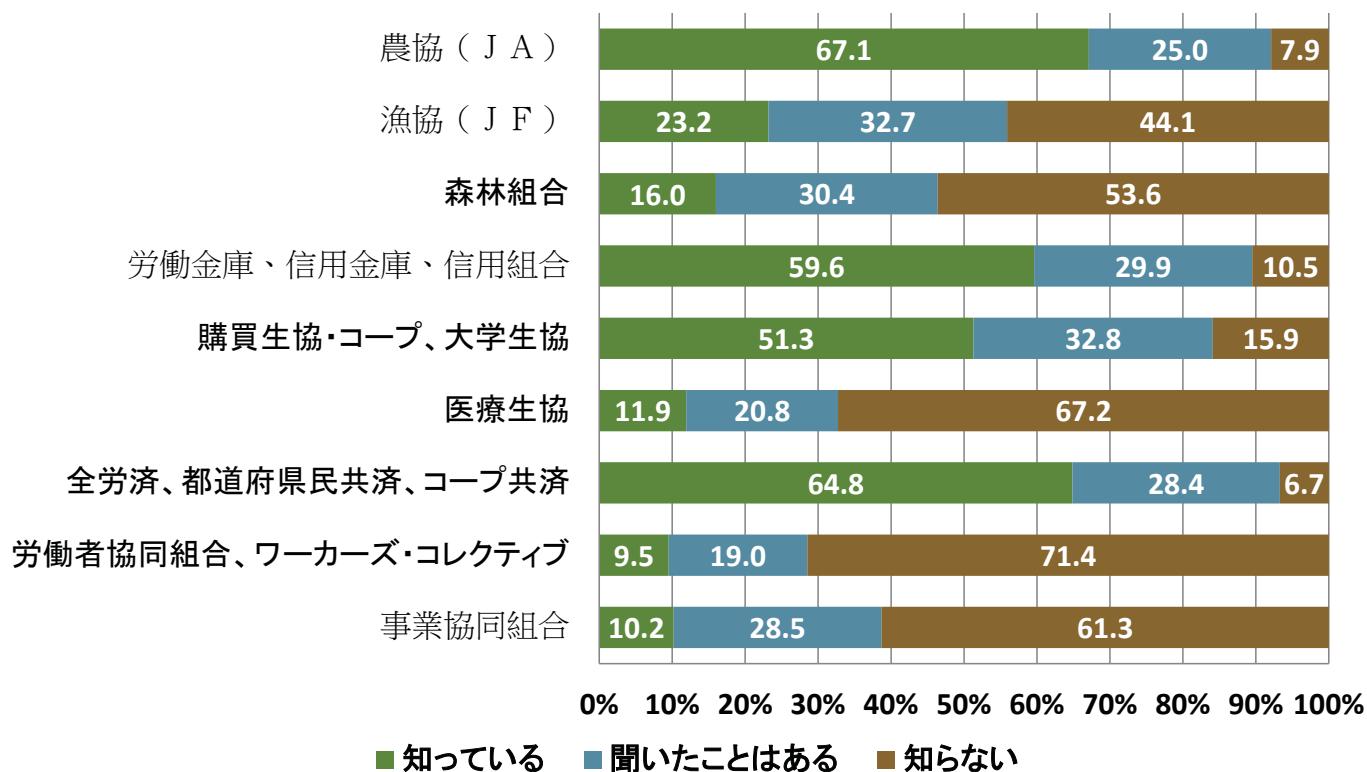
図1 社会問題や暮らしの向上に熱心な団体



出所) 全労済協会『勤労者の生活意識と協同組合に関する調査報告書<2016年版>』

6

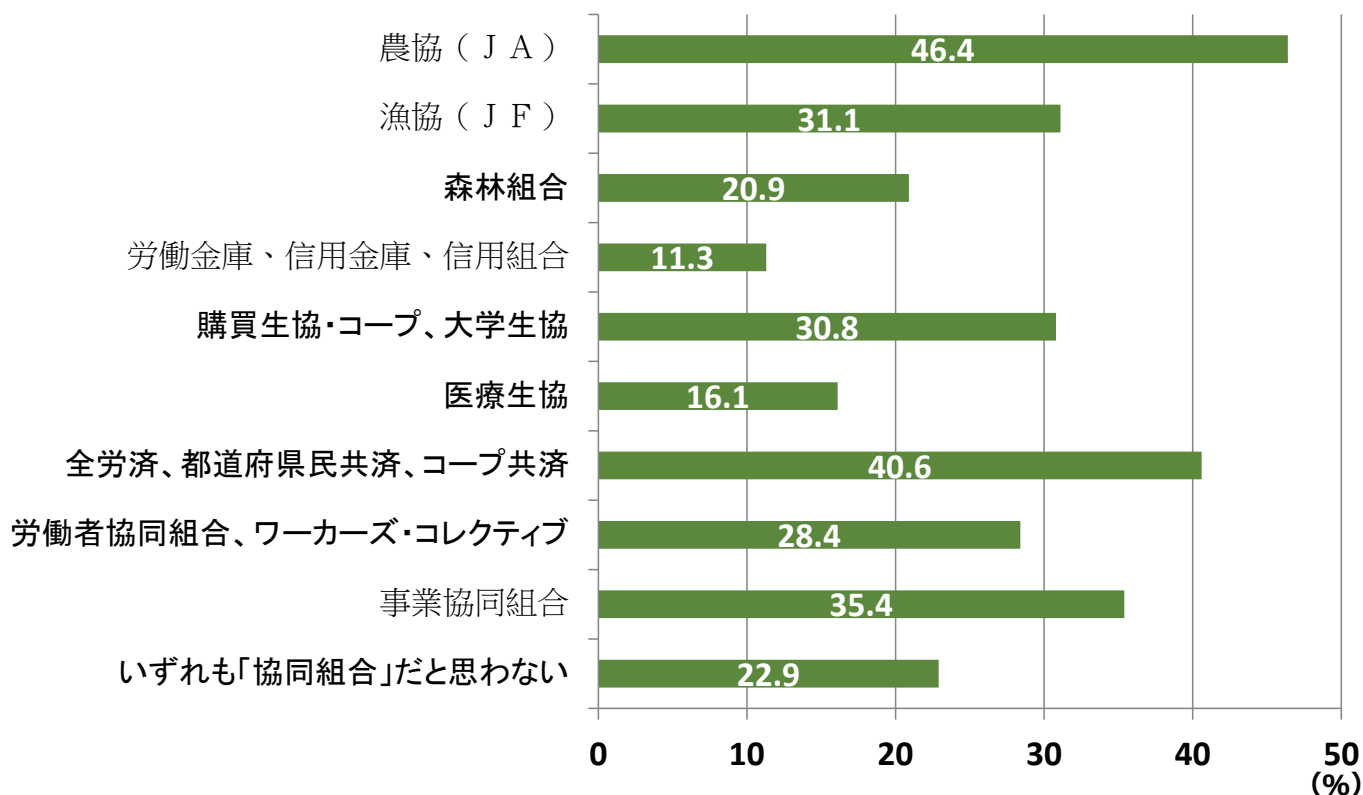
図2 協同組合の認知状況



出所) 全労済協会『勤労者の生活意識と協同組合に関する調査報告書<2016年版>』

7

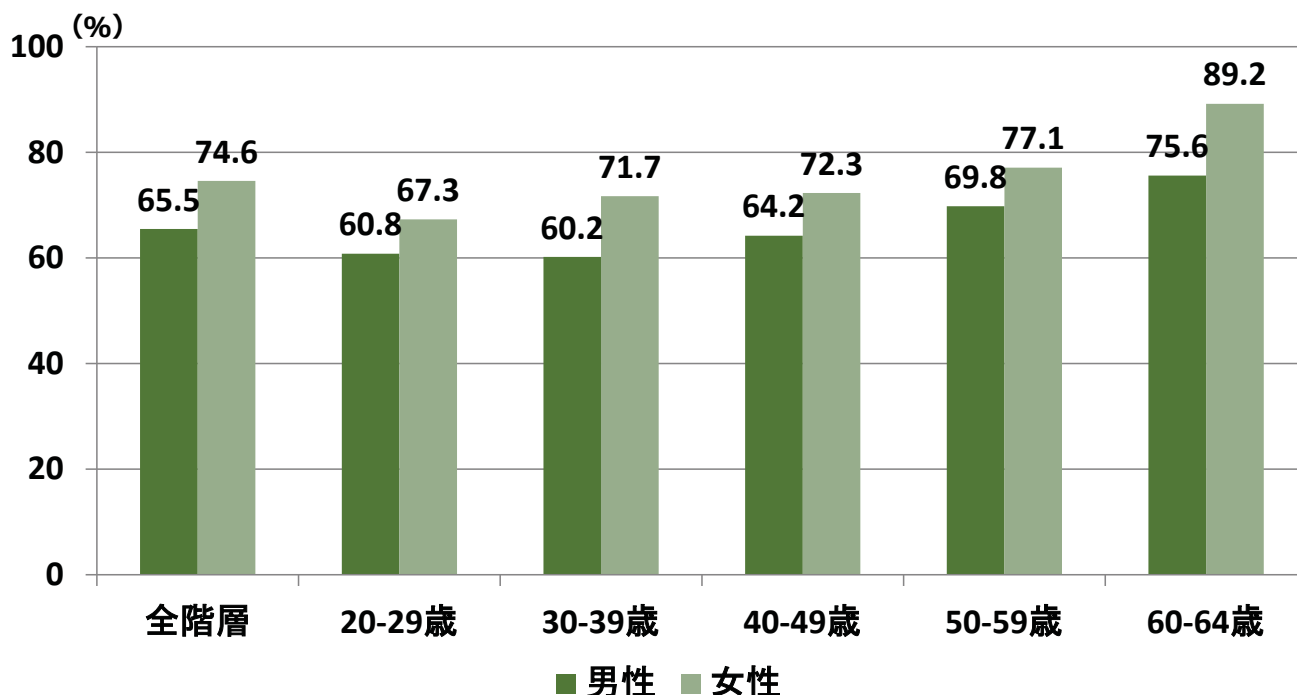
図3 協同組合だと思われる団体



出所) 全労済協会『勤労者の生活意識と協同組合に関する調査報告書<2016年版>』

8

図4 協同組合の理念に対する共感度



* 設問は「協同組合は、生活をより良くしたいと願う人びとが自主的に集まって事業を行い、その事業の利用を中心にしながら、みんなで活動をすすめていく、営利を目的としない組織です。人と人の協同を原点に、組合員の生活を守り、豊かにすることを目的として活動する組織が協同組合です」。この図は、この設問で「共感する」「やや共感する」と回答した者の合計を表す。

出所) 全労済協会『勤労者の生活意識と協同組合に関する調査報告書<2016年版>』

9

協同組合間協同:これからの課題

- ① 協同組合思想としての「公共哲学」の共有
“友愛”に基づく家族・協同セクター論(賀川豊彦)の提唱
- ② 役職員の意識改革・行動改革
“右・左”の議論ではなく、“上・下”の議論へ
- ③ 連携の主役は「女性」
“家族の困りごと”を一手に抱える女性たち
“家族の困りごと”と“公共(社会)の困りごと”は密接に関係
“私にできること”を生かしながら解決する
「楽しい」だけではなく、「やりがい」をどうつくるか
- ④ 都道府県「ローカルセンター」の法人化
専任職員の配置
単位組合の加入
教育・研修・広報活動の拡充
- ⑤ 「超高齢社会」への関与
協同組合は、「シニアライフを豊かに」にどう関与するか

10

第3回賀川豊彦シンポジウム
「協同」がつながって日本社会を
変える
- 転換する社会の中での連帯 -

多様な主体が協同労働 で地域をつくる時代へ



一般社団法人 協同総合研究所
事務局長 相良孝雄

1

* 日本労働者協同組合
(ワーカーズコープ)
連合会とは

- ・ 1986年に中高年雇用福祉事業団全国協議会から日本労協連に改組
- ・ 13,420人の組合員、335億円の事業高（2016年度）
- ・ 現在、協同労働の協同組合法について、国会のなかで検討が進んでいる。

**JAPAN
WORKERS'
CO-OPERATIVE
UNION**  日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会 事業案内2017-18

ともに働く
ともに生きる
地域をつくる



2

* 私たちが大切にしている『協同労働の協同組合』の原則

原則の7つ

- 1、仕事をおこし、よい仕事を発展させます
- 2、自立・協同・連帯の文化を職場と地域に広げます
- 3、職場と地域の自治力を高め、社会連帯経営を発展させます
- 4、持続可能な経営を発展させます。
- 5、人と自然が共生する豊かな地域経済を作り出します
- 6、全国連帯を強め、「協同と連帯」のネットワークをつくります
- 7、世界の人びととの連帯を強め、「共生と協同」の社会をめざします。

* 宣言（一部抜粋）

* 私たちは、発見した。雇われるのではなく、主体者として協同・連帯して働く「協同労働」という世界。一人ひとりが主人公となる事業体をつくり、生活と地域の必要・困難を、働くことにつなげ、みんなで出資し、民主的に経営し、責任を分かち合う。そんな新しい働き方だ。

* 原則 協同労働の協同組合は、共に生き、共に働く社会をめざして、市民が協同・連帯して、人と地域に必要な仕事をおこし、よい仕事をし、地域社会の主体者になる働き方をめざします。尊厳あるいのち、人間らしい仕事とくらしを最高の価値とします。

3

- 1、協同労働とは「働く者が労働条件を協同で決められる働き方」
- 2、「協同労働の協同組合」は協同労働の働き方を保障するために、協同で出資して経営に参加し、協同して働く協同組合（非営利組織）
- 3、組合員は、労働基準法第九条の労働者（組合員が協同で設立した協同労働の協同組合の法人を使用者とし、その下で働く）就業規則や労働契約などの労働条件は、総会または事業場での議決に基づいて決定する。
- 4、設立手続きは準則主義（届出制）とする。
- 5、事業剰余の最優先処分を地域の就労創出の基金とする。
- 6、法人としての連合会の設置。

協同労働の協同組合法 (仮称) のポイント

4

資料要旨

多様な主体が「協同労働」の考え方に触れるなかで、地域をつくる実践が始まっている。

それは、市民や労働者が社会の主人公となり、地域の魅力と課題を見つめ、生活への希望を見出し、働くことへの誇りを焦点にして、展開されている。

5

* 広島市の事業として、労協センター事業団がコーディネート業務を受託して行っている。現在、12の協同労働組織を立ち上がり、河川整備、居場所づくり、総合事業等を行っている。地元のNPO団体や町内会組織の一部が協同労働組織に生まれ変わっている。現在、広島市版の協同労働マニュアルを作成中。



***事例①広島市協同労働プラットフォーム事業**

6

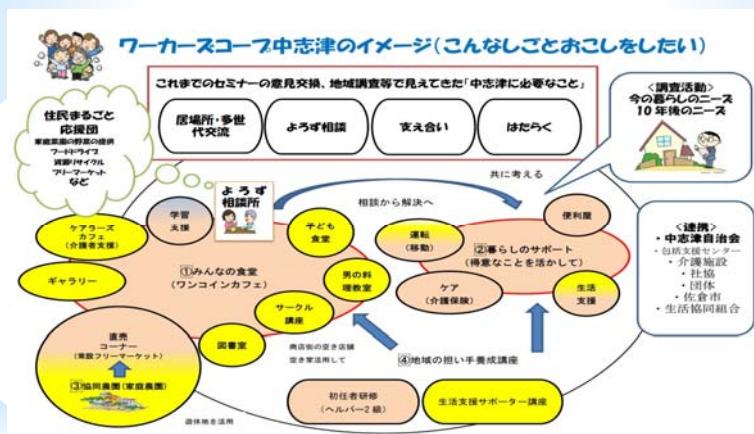
同級生の失業した若者3人が中心となって立ち上げたワーカーズコープ。今年設立4年目。労協連の加盟組織で、緑化事業、介護事業、放課後等デイサービス、みんなの食堂子ども食堂)、地域共創Lab等を行っている(5700万円)。自分たちで食べるお米をつくったり、商店街の活性化の取り組みなどを社会連帯の思想を大切にしながら、実践が始まっている。



*事例②はんしんワーカーズコープ

7

はじめに町内会費の徴収をワーカーズコープでできないかとの検討がされるなか、町内会とは別組織として「仕事おこし」学習会を通じて、住民が協同労働を活用し、地域づくりに向かっている。



*事例③佐倉市中志津地区

8

「協同」に価値をおく 社会をめざす上で、 協同組合組織で 問いあいたい課題

9

(1) 法制化時代に、新しい協同 組合を設立すること

- (1) 既存の組織が協同労働の組織の検討
(障がい者団体、中小企業、NPO、町内会)
- (2) 大学生が仕事をおこす学生ワーカーズコープ
(大学寄附講座と「協同労働の協同組合」のテキストづくり)
- (3) 名人達人サミット、協同集会を通じて、地域の魅力と課題を発見する場、主体形成の場づくり

10

(2) 協同総研25周年の 問題提起から

- (1) 協同組合に労働は位置づくか。位置づいたら何が見えるか
- (2) 協同組合は、機能で評価されるべきか、人間までも機能で考察すべきか。

(機能論ではなく存在論で、ゆえに主体は大切)

- (3) 「何をするか」を当事者が主体的に決定できる仕組みになっているのか。

- (4) ICAの協同組合原則は内部組織運営の原則で良いのか
(運営の原則から運動の原則)

→岡安喜三郎前協同総研理事長の
「協同組合観に関する4つの穴」より

11

(3) 協同組合の社会的存在とは

- (1) 「持続的に貧困と闘うため」「入会・脱退の自由（開かれた組合員制度）（普通参政権が認められていない時代に協同組合は所得や男女の違いを超えて認めていた）1867年プロイセン協同組合法）→島村博協同総研理事長（協同の発見誌289号既報）

(2) 持続可能な開発目標（SDGs）



12

最後に

**「地域づくり」と「働くこと」の
主人公性を市民や労働者が持つこと。**

「協同労働の協同組合」の法制化時代において、上記の役割を果たすことができる土壌をつくりたい。

13

自己紹介

- 1979年生まれ
- 茨城県神栖市生まれ（旧波崎町）
- 立命館大学産業社会学部卒業、立命館大学大学院応用人間科学研究科修了
- 2005年に日本労協連に加盟している労協センター事業団に入団。東京（墨田）、長野、北陸甲信越、東京（多摩）の現場を得て、2013年度から現職
- 現在、協同総合研究所事務局長（理事）の他、日本労協連理事、日本協同組合学会常任理事、草苑保育専門学校の非常勤講師（地域福祉）を担当している。
- 夢として協同組合立の学校（学びの場）をつくること、日本で多くの新しい協同組合組織をつくること。

14

東京基督教大学 共立基督教研究所

E-mail: kci@tci.ac.jp Website: <http://www.tci.ac.jp/info/kci/kci>

〒270-1347 千葉県印西市内野 3-301-5 TEL 0476-46-1137/FAX 0476-46-1292

共催：賀川豊彦シンポジウム実行委員会／賀川豊彦記念講座委員会／明治学院大学 キリスト教研究所 賀川豊彦研究プロジェクト 協賛：日本協同組合学会／キリスト新聞社／東京基督教大学 公共福祉研究センター